

第15回平成20年3月定例会会議録(第7号)

招集年月日 平成20年3月24日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ~ 午後5時19分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	副町長	堀口卓也
代表監査委員	足立正人	総務課長	大下修
教育委員長	白杉直久	財政課長	吉田伸吾
商工観光課長	太田明	岩滝地域振興課長	小林哲也
農林課長	浪江学	野田川地域振興課長	平野勝彦
教育推進課長	土田清司	加悦地域振興長	和田茂
教育次長	鈴木雅之	税務課長	日高勝典
下水道課長	小西忠一	住民環境課長	藤原清隆
水道課長	芋田政志	会計室長	金谷肇
保健課長	佐賀義之	建設課長	山崎信之
福祉課長	岡田康利		

5. 議事日程

- | | | | |
|-------|-----------|--|---------|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 号 | 与謝野特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 号 | 与謝野職員の給与に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 1 3 号 | 与謝野職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 0 年度与謝野町一般会計予算 | (質疑) |

6. 議事の経過

(開会 午後1時30分)

議長(糸井満雄) 皆さん、ご苦労さんでございます。

早速に始めたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第11号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっております。

直ちに質疑に入りたいと思いますが、その前に町長より発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

太田町長。

町長(太田貴美) おはようございます。

今議会に提案申し上げます議案第12号、与謝野職員の給与に関する条例の一部改正及び、議案第13号、与謝野職員の特殊勤務手当に関する条例の一部について、3日の提案時には、それぞれ職員組合からの同意を得るに至っていない旨のご説明を申し上げましたが、ちょっと関連がございますので、今、11号の議案の審議に入るところでございますが、ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

3日の提案時には、それぞれ職員組合からの同意を得るに至っていない旨、ご説明申し上げますが、職員組合から口頭での報告ありましたので、皆さんにご報告申し上げます。

組合の総意としては、最終21日金曜日の組合の全員集会を受けて、提案内容に対して一定の理解をしたというものであります。

1月16日に職員組合へ給与費の削減などを申し入れてから、この間、説明会を4回、話し合い、交渉を公式、非公式を入れて計7回を持たせていただきました。

職員からは、扶養家族を抱えて、あるいは住宅ローンの返済、子供の仕送りなどを抱える中で、合併時と、そして昨年4月の給与構造改定に続く3回目の削減であるとして、なかなか理解を得ることができませんでしたが、最後には行政改革を進める上で協力していこうと、苦渋の選択であると思いますが、一定の理解を得ることができました。

この選択には、町長として、また使用者責任がある私としましては、感謝をしているところであります。

今後は給与費の抑制とあわせて、合併後職員数の削減などにより、時間外勤務がふえている実態もあるので、これらを整理し文書化をしていくこととなります。

以上、給与費と、それから特殊勤務手当に関して、ご報告申し上げます。

議長(糸井満雄) それでは、これより議案第11号の質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

家城議員。

6 番（家城 功） それでは、質問させていただきます。

大体の経緯は、一応一通りお聞きしたんですが、改めてこの改正に至るまでの経緯、また及び5%の根拠を教えてください。よろしくお願いします。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 家城議員のご質問にお答えをいたします。

まず、経過であります。1月の16日に町長から組合へ給与費の削減などについて申し入れをしたところであります。以来、今も町長の方からご報告申し上げましたように、22日から28日にかけて旧3町地域と、それから衛生プラントへ出向きまして、都合4会場で職員へのより詳細な説明会を持ったところであります。

その後、細かい話になるんですが、1月の31日に当初の回答がありまして、それから2月の12日、再度、説明、交渉を持っております。それから、2月の21日、執行部との交渉をもっております。

それから、28日には、職員組合の全員集会が開催をされております。その後、3月に入りまして、7日には再度、組合の全員集会へ町長以下出向きまして、改めて行革の必要性を訴えております。

その後14日、組合の方で調整がされましたけども結論が出ず、18日に再度、執行部と協議を持ち、それから21日、先週の金曜日ですが、全員集会へ町長以下出向きまして、再度ご説明なり意見交換をして理解を訴えさせていただいたところであります。

この結果を21日金曜日は、夕方の全員集会でありましたので、今町長が申し上げましたように、まだ例えば協定書とかいう格好で、いわゆる文書化はしておりませんが、口頭でとりあえず第一報を組合の方から回答をいただいたと、このあと文書化に向けて再度の調整をするという日程であります。

それから、特別職につきまして5%の根拠というお話でありましたが、今回の議会の議案資料にもおつけしておりますように、近隣の多くの市町村が特別職につきましても、一般職につきましても給与費の抑制を図っておられます。それらを参考にして、特別職につきましては5%、一般職につきましては3%ということにさせていただいたものであります。

以上です。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 先ほども町長の方から苦渋の決断ということで、次の12号議案にも職員の皆さんも、それなりの覚悟をしていただいたということで、この厳しい状況の中でやむを得ないことかなと、私自身も議員報酬もこれにつけ加えて修正案を出すべきではないかなという提案も会派の中ではしておったんですが、ちょっと時間的に間に合わなく、またその後、そういうような話も出てくるかと思えます。

先ほど、町長が行政改革の中で職員数の減、職員数を減らしたり、給与を見直すということをおっしゃいましたが、それも非常に大事なことではあると思うんですが、真の行革とはいかに経費を削り、また事業費を見直して、いかに縮減していくかということが大事だと思うんですが、その辺はいかがお考えですか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 行政改革の今、まだ計画をきちっとは立てておりませんが、大まかな、やはりこの職員の給与の抑制、あるいは削減とあわせて、これは全体的な行革を行っていかないとできないわけですので、実施項目、あるいは目標額といったものを内部では既に一定の立てたものを持っております。

その中では、先ほど、今出ております職員数の削減と、あるいは給与の抑制の5年間のめど、また公共施設の統廃合と、あるいは民間委託についての、そうした見直しをかけていくこと、それから三つ目には事務事業の縮小と、資源の集中ということで有効にいろんな委託をしておりますもの見直し、あるいは事業の見直し、あるいは負担金の見直し等々を行っていくという3点目。

4点目が、自助、共助の促進ということで、お互いに自分たちでできることは自分たちで、また共同でできるものはお互いに助け合って、また公にしかできないものというふうな、そうしたものを見直した上で、自助、共助を促進していくという考え方を持っております。

それから、五つ目には特別会計、あるいは公営企業会計の、それに対します対策、繰入金についての見直し、あるいは地方債の繰上償還と、これらのことを年次的な計画の中で取り組んでいく予定にしております。

しかし、まずなかなか効果がございませんし、全体の中で、この20年度については職員の数の削減と給与の抑制ということが大きく前に出ましたけれども、それだけではなしに、先ほど上げました5つの項目の中で、取り組めるものから取り組んでいくという考え方でございます。

議 長（糸井満雄） 家城委員。

6 番（家城 功） 私もサラリーマンをしておりまして、給与の引き下げ、また給与表の改正等で6年間給料が上がったことのないような経験もしております。若い人にとっては、特に厳しい、この財政の中で理解をしていただくということも難しいかとは思いますが、この苦渋の決断がむだにならないように、またこの1年間、事業費また経費の見直しを含めまして、また幹部の職員さん含めて精査してほしいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

有吉議員、どうぞ。

1 6 番（有吉 正） 議案第11号について、質問をいたします。

まず、資料の3ページの とか とか というふうに書いてあるのは、年度と考えたらよろしいわけでしょうか、それをちょっとお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 有吉議員お尋ねの丸数字ですが、おっしゃいますように年度という理解で結構でございます。

議 長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） この議案は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの特例と、このように書いてあります。

それから、その附則の中に期末手当の算定の基礎となる給料月額は、第3条第1号の規定により定められた額とすると、このようになっております。これは前の給料と、このように考えられたらいいのじゃないかなと、こういうふう思うわけですが、要するに給料だけの5%カットと、

そういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

これにつきましてはね、私は非常にある意味、町民の理解は得にくいん違うなかと、このように私は考えるわけなんです。いわゆる一般的に言うたら、給料が下がったら、いわゆる期末手当等々の手当も下がるのではないかなというのが一般の、私自身もそういうふうには思っておりまして、それから、ほかの近隣市町における給与抑制等の状況、これも3ページの資料に載っております。そういったやり方をしておられる近隣、特別職のあり方もあるのかどうか、この辺についてもお尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

まず1点目、附則の第2ですが、議員おっしゃいますように、毎月の給与月額報酬につきましては5%を減じて、それから期末手当につきましては、5%を減じる前の金額で計算をするということになります。

それから、資料の3ページに近隣の市町村の抑制の状況をおつけしておりますが、お尋ねは特別職について、期末手当でも減額をしておるかということですね。

私の記憶が間違っていなかったら、宮津市と伊根町につきましては、そのようにされておるといふふうに理解をいたしております。

ほかの市町村の状況は、ちょっと記憶にございませんが、その1市1町はそのようにされておるといふふうに理解をいたしております。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） ちょっと確認をいたしますが、宮津市、伊根町は給料が減額にあわせて期末手当も減額だと、このようにおっしゃられたわけですね。

そういうことですね。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど、宮津市と伊根町というふうに申し上げておりましたが、京丹後市も含めまして一定割合をカットした後の給料で期末手当は算出をしておられます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） 大体事情はわかりました。ただ、先ほど家城議員の方から、大変厳しい中の選択をされたというふうにおっしゃっておられるような質問だったというふうには思うわけですが、やはり下げるならもっと大きな意味で考えていただかな、本当のあれにはならんだろうと、このように私は考えます。いわゆる給与を下げましたというパフォーマンスだけではだめだといふふうに考えております。

以上、質問終わります。

議長（糸井満雄） 太田町長。太田町長がちょっと答弁されるそうでございますので、ちょっと待ってください。

太田町長。

町長（太田貴美） パフォーマンスというお言葉が出たんで、ちょっとその意味合いは違うということだけは訂正させていただきたいというふうに思うんですけれども、確かにパーセンテージでいきますと5%であったり、7%であったりということがあろうけれども、実際に給与その

ものを見てみますと、やはりもともと高かったところが落とされたということで、大体、同じ程度のところに落ちつくのではないかというふうに思っております。それらのことも、町の事情もですけれども、やはり他市町の事情もやはり参考にさせてもらった上で、今回の提案をさせていただきます。

1 6 番（有吉 正） わかりました。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） 一つだけお尋ねしておきたいと思います。

先ほどから、財政の事情だとか、いろんな事情が話されておるんですけれども、以前、私は三役の退職金のことについて質問させていただきました。

当時、町長は退手組合の規約の中で決まっておるので、その点については一遍検討したいというような答弁もいただいた経過があります。

今回、先ほども言いましたように、いろんな事情の中で、そのことについては協議がなされなかったのかどうか、と言いますのは最近の新聞紙上において地方の、いわゆる首長さんだけののは出ておりますけれども、三役に対する退職金の率が多過ぎると、パーセントにしても多過ぎるといようなのも新聞紙上をにぎわしておりますので、一つこの点だけお尋ねしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、特別にその件については検討しておりません。

ただ、言えますのは同じ退手組合、今宮津市も入っておられます。しかし、その前から与謝郡4町がずっと退手組合へ、町の方から積み上げていただいていた、そうしたので退手組合が成り立っているわけですけれども、そうしておりましたところ、宮津市さんは全然入っておられなかったのを、わずかな負担金と言うたら申しわけないですけど、嘗々と積み上げてきたものと途中からぼっと一緒にということで入られたところとございますので、やはりそれはそれぞれの町の事情等もあるかと思いますが、そうしたことを考えますと、せっかくそういう退手組合に町から出していただいて積み上がっているものをご遠慮するということは、これは特別職だけではないに、職員も含めていかなものかなという、そうした考え方もできるかと思っておりますので、そこは慎重に考えいきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろな知事選なり市長選挙なんかで、そのことをいわゆる公約として立候補されたりする方がいっぱいいるわけですね。それで退手組合で決めておられる。これはこれで私は理解ができるんですけど、退手組合といえども、やはりそれなりに、それぞれの自治体が負担をする中で、退手組合の会計は成り立っておるというふうに思っておりますので、その辺のところもやっぱりある一定の意味、退手組合の中で整理というんか、議論をしていただきながら、結果がどうなるかは、その中で決めていただくことでしょうし、そういう方向でお願いをしておきたいなということを申し上げて、終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうことを受けて、私、今直接退手組合の理事はしておりませんので、中身

がちよつと私自身、頭の中に入れておりませんが、そうしたことも含めて、そうした率が非常にだんだんと低くなってきておりまして、本来100としますと、それから相当、退手組合から支払われる額というのは減ってきているというふうに理解しておりますので、やはりそれらも今の時流に合わせた中で、組合の方の運営等も考えて執行していただいているというふうに理解しております。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

赤松議員。

10 番（赤松孝一） 10番、それでは議案第11号に対しまして、質問いたします。

まず、先ほどの副町長の答弁で、5%の根拠ということに関しまして、近隣の市や町を参考にしたというふうな答弁をいただいたわけですが、近隣の市や町の、いわゆる削減率は5%ではなしに、もう少し高いところで推移をしているわけですが。

それと、先ほどの有吉議員の賞与の件でも宮津、京丹後、伊根はカット後の対象、当町はカット前の対象というふうに、参考にされた割には、実質と違うんじゃないかなというふうな感じがいたすわけですが。

職員の方にも、大変、先ほど来、聞いていますと職員としても飲みにくいものを飲んだという中で、それからすると、総体的に特別職の方がややちょっと数字的なものが甘いかなというような、これ私の主観でありますがいいたしますが、近隣の市町、近隣の市や町を参考にしたと言われる点と、現実の提案とが、いささか私にとってはちょっと納得しかねますが、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたしたいと思えます。

議案の資料の3ページに、近隣の市や町における抑制の状況をおつけしております。確かに宮津市、京丹後、伊根町、あと舞鶴、福知山と、近隣の状況を掲げておる中では、議員ご指摘のように、例えば特別職で5%なんてところは確かにございません。

一般職につきましても同じことが言えるわけですが、それらの中で5%では低いのではないかということだと思っておりますが、先ほど申し上げましたように今回の給与の抑制につきましては、今後の財政のシミュレーションも考える上で、じゃあ特別職10%がいいのか、あるいは5%がいいのか、一般職につきましても3%じゃなくて5%がいいのか、いろんなことを考えましたけども、結果として行革初年度、先ほど町長から報告の中でも申し上げました、当町の場合は2年前に合併をいたしました。そのときに給与費の見直しも行いました。さらに昨年、まだ京丹後市は給与構造改革を実施をされておられないようですが、うちの場合は、与謝野町の場合は昨年の7月に実施をしました。それに加えて今回、3度目の見直しという、そういった事情も考慮する中で、総合的に考えて特別職は5%、一般職は3%、それからいわゆる期末手当、職員につきましては期末勤勉手当であります、それについても議員ご指摘のように抑制の前の金額ではというご指摘ではあるんですが、先ほど来、申し上げていますように、当町における、ほかの市町にはない事情もありますので、そういった事情も考えまして、こういった結論にさせていただいたところです。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番(赤松孝一) 私は、今の議案11号のことで質問しているんでありまして、職員の方をもっと減らすなどとは言ってませんので、職員さんの割にしたら、理事者の、ああいう特別職の10%は低いんじゃないかと、職員さんに無理を言われる以上はみずからですね、もう少し考えられてもよかったん違うかというふうに、職員には全く触れていませんので、その辺はまた誤解のないようにしてください。

それからですね、いわゆる他市と、ほかの近隣の市や町と比べられ、参考にしたとおっしゃったので、参考にされているのは、例えば賞与の件でも、ほかの町はみなカット後ですし、当町だけはカット前でありますし、またいわゆる削減率も5%と10%と、いわば倍違うわけですし、やはり特別職の方々が、みずからもう少ししりを正されれば、また例えば交渉の方も、組合との、いわゆる納得してもらいやすい状況にあったかもわからないなというふうに、私はそういう意味で、その5%の根拠が、もし違うところにあるんなら別ですけども、近隣の市や町を参考にしたとおっしゃる割には違うじゃないかという、そこを指摘しているわけですけど。

議長(糸井満雄) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) 先ほど一般職に関して発言をいたしました。それは確かにご質問の趣旨からはちょっと離れておるところで、大変失礼をいたしました。

特別職につきまして、今、議員ご指摘のようなご意見もあろうかと思っておりますけども、先ほど申し上げましたように、5年間で20億円という行革の効果を上げるようにという答申、大綱がある中でいろいろとシミュレーションも考えましたし、それから近隣の市、町はいずれももっと高いわけですけども、当町において初年度どのぐらいが適当だろうかということをしていろいろと、結果として5%ということですけども、この間、検討としましては10%も含めまして、いろいろ検討はいたしました。その結果が、今ご提案申し上げます5%ということでありまして、いろんな経過、検討はいたしましたけども、その中で5%に落ちついたということであります。

10番(赤松孝一) 終わります。

議長(糸井満雄) ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、何人かから質問も出ましたので、ちょっと論議といえますかね、この11号についても12号の議案、それから13号含めてですね、どうとらえるかという問題が非常に大事だと思っているんです。そういう角度からちょっと、私は私なりの考えなので、必ずしもみんなと一致するわけではありませんが、一つの考え方として、どうこういう報酬だとか、給与をとらえるかという点を、ちょっと見解を尋ねるとい形になります。私自身も申しながら質問したいと思っています。

ご存じのように格差社会、それから地域間格差の問題が非常に大きな問題になっています。その重要な要素の一つがですね、労働賃金にあるということを論証している学者が、もう既に何人か、私自身も知っています。問題は、そういう考え方はどういうところかということ、別にこのことを解説するつもりはないんですが、要旨だけ言いますとね、この間、特に農漁村地域、この地方のですね、労働者の賃金というのがどんどんどんどん下がっていることを言われています。都市部とは非常に格差が広がってきています。このことが、それが一つ。

それから、またそのためにですね、地域の購買力がどんどん低下をすると、減少するというこ

とになっているわけですね。

政府は、この間、こういうことを受けてですね、非常にこの間、論議になっていますように、地方の再生ということを言い出しています。しかし、一方で最も大事な地方交付税は、まだまだ削っていくと、市町村の仕事もそのためにどんどん地域に金が潤う、回っていくはずの金が回らないという構造になってきているわけですね。環境的に言えば、その環境と言えは医療や福祉もどんどん悪化しているということで、実施的に利用者や関係者ですね、が金を払わざるを得ない。負担の増のならばざるを得ない状況になっているというふうに言われています。ですから、先ほど言いましたように、地域、いわゆる地方のですね、こういう農漁村部の、いわゆる個人消費、いわゆる個人の消費が、購買力自身がどんどん極端に下がってきているというのが特徴だと思っています。

このようにですね、まさにいうならば後ろ向きと言いますかね、下向きと言いますか、そういうスパイラル現象に入り込んでいる状態だというのが、幾つかの方が、学者が申し上げているようであります。

私、以前にも述べましたが、自治体の職員の役割というのは、特に農漁村部の、我が町のような形でいいですね、その報酬や給与の額の影響力というのは非常に大きいんですね。今入ったようにパイ自身が少ないわけですから、そのために地域経済への貢献度というのが、いろいろな学者の皆さんも検討されています。そのやつを一部を紹介しますと、最近のデータでないんですが、京都の経済同友会の顧問もしている大学教授の研究ですが、旧加悦町の場合は、これも前にも申し上げましたが、16%ほど地域貢献しているデータを出しています。

私は、この考え方ですね、いわゆる地域に貢献する、しなければならぬという考え方は、これは正しいと思っているんです。全部だとは言いません。それがすべてだとは言いませんよ、その考え方が非常に立脚しないと町自身がますます、今言っている崩壊が加速するというふうに思っているんですね。だからもちろん今、行革問題や財政の健全化問題だとか、いろんな課題が出てきていますから、そういう総合的な判断の中で、今回、判断をされてこられたんだろうと思うんですが、そういう角度もしっかりとしないと、今の論議をずっと、質疑なんかも聞いておってもですね、下げるか、どのぐらいに下げるとか、この論議に終始していると思っているんですね。だから、この角度が大事だと。

もう一つ、最近のね、動きなんです、私ね、非常におもしろいと思っているのは、この昨年の末でしたかね、秋でしたか、最低賃金の問題が徐々に上げ幅が大きくなりました。

それからもう一つは春闘ですね、これが非常に、比較ですよ、比較的いい方向を向いているような結果を出しています。

それからもう一つは、あのあれですね、ご存じだと思うんですが、キャノンや小松製作所、それからもう一つは、二つ出てましたが、そういうところでは、もう給与を下げ過ぎ、ひどい労働条件の中で、いわゆる派遣労働だとか、いわゆる請負労働ですね、この方々を正規職員にしようという動きが出ています。これは基本的にさっき、冒頭に述べたね、地域経済や、そういう中でどうとらえるかということに改めて今問われていることだと思うんですが、そのことが懸案になっている。だから経団連もそういう認識を、彼らの方針は全然違うんですが、個別で言うと、そういうことを口々に言い出しています。私は大事だと思っているんですね、ここは。

ですから、その点ですね、そういうことを踏まえて、特別職の報酬やですね、次に出てくる職員の給与のですね、地域経済に与える大きな影響の問題を理事者としては、どのように判断されているのかという点を、課長でも町長でも、区町長でも結構ですから、お答え願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

今、伊藤議員ご指摘の公務員、公務員給与、あるいは特別職の報酬が地域の経済に影響があるというお話でありますけども、ご指摘のように人口2万5,000人足らずの本町におきまして、与謝野町の直接の職員だけで300名、町内を見回しまして、役場以上の大きな雇用を回している事業所がございませんので、議員ご指摘のように役場の職員、あるいは役場の職員が得る給与、報酬は地域の経済に大きく影響をしているというふうに認識をいたしております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、全面的な答弁ということではなかったわけで、それなりにね、事業所とすれば、この管内で、管内はね、この与謝野町でいえば、もう300人の雇用ですから、まして臨時の方なんかも入れたらかなりの数があるわけですね、そういう事業所ですから、もう巨大な組織ですよ。私はね、ここが非常に大事だと思っているんです。巨大なシンボルタワーというかね、非常にみんなからも、これはね、いいかげんなことはできない、いいかげんにしているということを行っているんじゃないですが。そういう組織なんだということをね、あとでまた、職員給与条例のときにもちょっと触れたいと思っているんですが、300人以上のね、事業所なんですから、そういう意味では、非常に大きな社会的位置を持っているという点です。

先ほどの話に戻しますが、先ほど言っていた、言った正規雇用にも、していこうという動きが大きな事業所なんかも含めて、もちろん小さいところも含めてやりかけている動きはあるんですが、これが何でそうなるかという、もう一つは先ほど言った側面と、もう一つはね、ノウハウなんですね。ノウハウの流出が非常に大きな問題だと言われています。ものづくりのね、それからもちろん、キャリアが関係するわけで、そういう点からも、ものをつくっていく、後継者をつくっていくという将来を展望したときに非常に大きな問題があるということを言われているので、これはこの事業所でも、ぜひそういう角度も含めて認識をする必要があるんじゃないかと思っています。

次の2つ目の質問です。

先ほど、話があったように、いわゆる行革目標との関係で、今回のこの条例も、それから職員給与の条例も提出されたというふうに理解しているわけですが、これは答弁の中でありましたので、次に踏み込んでですね、この行革目標との関係で言うと、私は簡単に言うとね、20億円の削減ということと、経常収支率を90以下にするということが、中心的な目標ですよ。この私はね、行革審で論議をされてきた到達、その合意の根拠ですね、なぜそうなったかという根拠を当然、答申を受けられたんでしょから、あらかた整理をされているんじゃないかと思っているんですが、何でそうなのかという点を教えてください。

議長（糸井満雄） 吉田財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 行政改革推進委員会から答申をいただいた内容の中で、大きく2つその目標

がございました。経常収支比率を90%以下に抑えることということと、向こう5年間で20億円程度の経費の削減に努めること、この二つが大きな内容でございました。その根拠といたしましては、やはり当時96%という経常収支比率でございました。これはやはり、標準的に90%ぐらいまで下げていくということは大事なことだと、いろんな施策を打っていく中でも、ある程度の弾力性がなければ、それはやっていけないと。ですから90%程度に引き下げらるんだということが一つの内容でございます。

それからもう一つ、20億円といえますのは、当時の財政シミュレーションの中で、向こう5年間に10億円程度の財源が不足するという財政シミュレーションを描いておりました。単年度ごとに基金からの繰り入れをしなければ予算が組めない状況という見通しでございましたが、10億円を削減するだけではだめだと、一つには合併をしたわけでございますので、今後、学校の適正規模、適正配置、あるいは公共施設の統廃合等といったような問題が出てくるわけでございます。そういった中で、そういったことが実現するにいたしましても、例えば、その施設を、要らなくなった施設を転用するにも金が要るじゃないかと、取り壊しするにも金が要るじゃないかと、そういった場合にやはり一定の蓄えが必要だということで、不足する10億円の倍、20億円の削減を目標にするべきだと、こういうことで答申がなされたということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そのとおりだと思うんですが、私はその点でね、なぜその二つの目標をやるのかと、掲げたかという点はね、私は今、企画財政課長の答弁は基本にお金のやりくりが非常に厳しくなってくるということの理由なんですね。

私はもっと前向きといえますかね、考えていかなきゃいけないと思うのは、ご存じのように行革が決められたということと、総合計画が後で決まったんですね。行革が決まって答申に向けて、それとは関係なしに、されたんですね、まちづくりと、簡単に言うと、それより前ですから。これが逆転しているんです。一般的に言えば、考え方からすれば総合計画があって、行革が出てくるというふうに思うんですね、僕は。これはもう個人のいろいろととらえ方でしょうが、しかし考え方で言うたらそうだろうと、だから行革は先行するというのは、非常に危険な側面を持っているというふうに思っているんです。

私は総合計画を新しくつくって、承認されたわけですから、そこの新しいまちづくりをどう進めていくかという角度をね、もっと太く持たなきゃいけないというふうに思っているんです。ここが私の言いたい点なんです。そういう角度から、そういう角度からですね、この20億円目標や経常収支比率の問題なんかの目標をどうとらえるかということ、できれば前向きにですね、もっと大きな角度でとらえ直す、位置づけすることが必要ではないかと思っています。

次の質問に移ります。

20億円の削減ということで、非常にまちづくりに大きな障害になってくるというふうに思うんですね。先ほど言いましたように、総合計画そのものがどうなるんだろうという不安さを感じるような規模の削減計画です。

そこで、どういう具体的な対策をというのが、私、聞く予定だったんですが、町長が答弁をされたんではですね、議員に答弁されたんでは5項目ぐらいでしたかね、ありました。これの具体的な財政枠ですね、枠はフレームとしては、当然お持ちであるんでしょうね、その点をお伺いし

ます。

議長（糸井満雄） 吉田財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

先ほど、町長が答弁いたしましたように、5点、この5点の主な実施項目等によりまして、20億円の削減を目標にしたいというふうに思っております。一つには、職員数の削減と給与の抑制ということでございます。

それから、ここで約8億程度できないだろうか、これは職員数の採用抑制ですとか、今年度行いました一般職、特別職の給与の抑制、それから職員手当等ということで、管理職手当の抑制、あるいは管職退職者制度の活用などという内容でございます。

それから、2点目につきましては、公共施設の統廃合と民間委託ということでございます。公共施設と統廃合ということにつきましては、これは統廃合になるのかどうか、今後の話でございますけれども、20年度の当初予算で学校施設、あるいは幼稚園・保育所、これらの適正配置、適正規模、これの検討委員会の委員の報償費を予算に計上し、これらの論議を始めていただくということでございます。

それから、公共施設と民間委託、いわゆる指定管理者制度の導入ということでございます。そこから時で3億9,000万円程度できないだろうかというフレームを持っております。

それから、事務事業の縮小と資源の集中と載ってございますが、例えば今年度行いましたのは、小さい話かもわかりませんが、町長交際費ですとか、そういったものの削減をさせていただいております。

それから、電算システムの見直し、リース更新の延期、それから土地借地料の見直し、それから農業委員会関係でございますけれども、委託料などの見直し、失礼しました。視察研修の休止など、いろいろとございますけれども、これらを進めていきまして、そのほかにもふやしていかなんですけれども、2億5,000万円程度の縮減が図れんかどうか、それから、自助、共助の促進ということで、各種団体への補助金の見直しなどでございますが、これで1,000万円程度の削減が図れないだろうか、それから特別会計、公営企業の対策ということで、地方債の繰上償還、それからその特別会計、例えば下水道だとか、簡易水道、今事業がどんどん進んでおります。そういった中で、今の繰り出しを一般会計から減らすということは、なかなか困難というふうに思いますけれども、単年度ごとの予算査定において、きちり整理していくということでございます。そこから時で5億4,000万円程度できないだろうかということで、目標額を20億ということにさせていただいております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点はですね、それはまあ全然、私どういうもんか、今の答弁はですよ、わかりませんので、今ざっと聞いたぐらいであれですが、大いに勉強させてもらいたいと思っておりますが、もう1点は、もう一つの目標ですね、経常収支の比率はどういう接近の仕方、到達になるのかという点はお答えできるようでしたら。

議長（糸井満雄） 吉田財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） ただいま申し上げました内容を着実に実行できるならば、これは経常的な経費を削減していったらいいわけでございますので、必然的に経常収支比率も90%程度に達成できる

と、こういうことだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほど、ちょっとあいまいな質問でしたが、そこが、先ほどというのは前ですよ、以前に、いわゆる目標をやる上でですね、どういう根拠でなったかという点が非常に金のつまり方がこうなっているという理由だったように思っています。

私、繰り返し申し上げますが、やっぱり大事なことは、この与謝野町がどういう町をするかというね、総合計画、その総合計画を町民みんなのものにするということですね。この立場がより具体的になってきてこそ、初めてね、それに向けて行革をどう進めるかという角度がいるんじゃないかというふうに思ってるんです。

私、行革だけが単独で動くんでは、町がどうなるのかわからないというふうになりますから、ぜひそういう角度はしっかり踏まえた上で、取り組んでいただきたいというふうに思っています。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

赤松議員。

反対討論から認めますが、反対討論でしょうか、賛成討論でしょうか。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは、赤松議員。前です。

10 番（赤松孝一） 私は、今回の議案第11号に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど来、いろんなご意見が出ていました。当町の役場が与謝野町で一番大きな事業所であり、そのこの払う給料は、当然地域の皆さんに、経済に影響することは明白ではございますが、しかし、これから、この町を実際に経営していく場合におきまして、これは町長部局といいますが、企画財政課がつくったシミュレーションではあります。あくまでも予想でございますが、平成21年度から歳入、歳出の、いわゆる歳入欠陥が始まると、非常に厳しいこの中で、当然、今回の提案は当然だろうというふうに考えています。でき得るならば、いわゆる特別職がみずからもう少しパーセンテージを上げられても、個人的に言えばよかったかなと。また賞与におきまして、でき得るならば、いわゆる改定後の賞与にさせていただきたかったなと、こんな気持ちはありますが、何はともあれ、まず平成20年度の始まる一歩、ここで特別職みずからが、いわゆる歳費の削減をされてるということは、私は非常に今後の与謝野町の運営に当たってはよかったというふうに思っています。

したがって、なんか少し物足りない部分もあるわけではございますが、今回のこの特別職の歳費削減の議案第11号に対しましては、大賛成でございます。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第11号を採決します。
本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立多数であります。
よって、議案第11号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議 長(糸井満雄) ここで15分ばかり休憩をとります。45分まで休憩します。

(休憩 午後2時27分)

(再開 午後2時45分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、日程第2 議案第12号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

廣野議員。

4 番(廣野安樹) 先ほど、特別職の報酬のことで上がっておりました。今度は12号は職員さんの給与カットの件につきましての議題でございますので、この点ちょっとお聞きをしておきたいと思うわけですが、この12号の案件につきましては、昨年策定されました行政大綱に基づき、職員の給与の削減の一環として、職員の給与、1年間にわたり3%をカットするというものでございまして、額として約3,200万円が削減されるものでありますが、確かに私も与謝野町行政改革委員さんの皆さんが、たび重なる会議をお持ちになり決定された、この行政大綱でございますので、私も重く受けとめております。この大綱を柱として進んでいかなければいけないというように私自身も考えております。

先ほど、5項目ほど言われて、その大綱の中でいわゆる1点目といたしまして、職員数の削減、給与の抑制ということで8億円程度の削減をされるという企画財政課長の方のお話があったわけですが、こうした削減をされたわけですが、給与の抑制にメスを入れられたことに対しまして、まず最初、1点目に、これほかに考えられなかったのか、この点をお聞きしておきたいと思います。給料を一番先にこうやってカットに対して、職員カットを結局されたことに対しまして、職員さんの方は大変困っておられると思うんですが、これに一番最初にメスを入れられたことにつきましてお伺いしておきたいと思います。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) これにまずメスを入れたというわけではなくて、これも含めて先ほど申しました5項目の中で、例えば一字観公園なんかも指定管理者に出すとか、そういう事務事業の見直しや、あるいは縮小、あるいは公共施設等の、そうした見直しも含めて、既にやってきたものもございまして、これから進めていかなければならないものもございまして、改めて年度を区切れ

ば、平成20年度からということになりますと、職員の、先ほど給与も合併時に、職員の給与で上がったものもあれば、下がったものもという、そういう見直しがありましたし、昨年の7月には、また国の方からの、そうした中で、昇給停止等々起ってくるような、ある者にとっては非常に大きな給与の不足と、削減というような結果になりますけれども、そうしたことを経た中で、平成20年度はこういう形で進めたいという提案でございまして、それのみというわけではないというふうにご理解いただきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 20年度の当初予算の資料49ページに上がっておるわけですが、先日、内訳表ということで、人件費が1億4,744万4,000円の削減ということになっております。この内訳3,200万円が今回の提案されております、議案第12号のことですが、その下の方を見ますと、消費的経費で補助費などが19年度と比較いたしまして、2億325万3,000円の増額となっております。

これには、いろいろと各種団体や負担金、委員会、委託費や、また交付金などが入っておるのではないかと思うわけですが、非常に大きな増額となっております。こうしたことは手をつけずに行政大綱の中では、給料に一番先に手をつけてされたのだということと思うわけですが、この点について、これだけ増額になったことにつきましてお伺いしておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 補助費等の増額でございますけれども、これは制度上のことでございまして、各種団体の補助金をふやしたということではございません。後期高齢者の医療制度が始まるわけでございますけれども、今まで、それが始まりまますまでは、老人保健特別会計、一般会計から老人保健特別会計への繰出金という格好で、繰出金という格好で整理しておりましたのが、今度はそこへ負担金を納めるというのか、補助費等という課目で後期高齢者分を勘定するということになりましたので、そういった制度上の仕組みで増額となったものでございまして、各種団体への補助金をふやしたというようなことではないということでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 老人費の方の組みかえというようなことに理解するわけですが、それやったらそんなに変わらないんじゃないかというように思うわけですが、まだちょっと理解に苦しむ点がございまして。

それでは次に移りたいと思えます。

職員さんの給料の削減に関しましては、職員さんの職務に対するモチベーションが非常に下がってくるのではないかというように思うわけですが、町民へのサービスが、モチベーションが下がる、士気が下がることによって低下するのではないかというようなことが心配されるわけですが、この点について町長はいかにお考えなのか、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに職員のそうした給与の率というものが下がりますから、モチベーションが下がるという職員もあるかもわかりませんが、みんな好んでではないでしょうけど、下が

ろうが上がるが頑張ってやってくれるものだ」と信じております。ただ、それだけでは、やはり職員だったって不安ですので、職員の処遇の対応については、やはり今後、職員が減って、やるべき仕事が増えてくることもございますし、そうした各課の、そういう組織のあり方等もこれ考えていかなければなりませんし、また超勤手当等につきましても、ふえることが予想されるでしょうし、それらについても、今回を理解を示してくれましたけれども、やはりそれらについては責任者として対応していかなければならないというふうに思っておりますし、また、そうしたことについても組合との話の中でお互いにどうすればむだを省いていけるか提案しながら、協議しながらやっていこうというふうな意見も出してくれておりましたので、やはりそうしたことについて、我々がやると言いましたも実際に動いてやってくれるのは職員ですから、その職員がやはり働きやすい環境を保っていく、そういう努力は引き続きしていきたいというふうに思っております。

一つの提案として産前の、休暇につきましても産前妊婦である、子供を産む前の、それも与謝野町だけが6週間ということになっておりました。ほかがもうほとんど8週間になっておりますので、それらも職員からの提案で、我々も気づいて、そういう形にしていこうというふうになりましたので、やはりお互いにキャッチボールをする中で、よりよい形が見えてくるのではないかと思いますし、我々もそういう努力はしていくという覚悟でございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 実はね、町長、過日、私もいろんな人とお話をしておる中で、職員さん、「給料を削減されるし、仕事せんと、きょうは帰るわ」というような言葉が出たんを、私、事実聞いておるわけです。そういうことのないように、私はもう給料をカットすることによって、そういう言葉が出てくること事態は避けていただきたいというふうに思っておりますので、やはり町民のサービスが低下することが一番の大きな問題だろうというふうに思っております。

3, 200万円の経費の削減もさることながら、やはり町民に対する結局そういったサービスが低下することが、私は一番大きな問題であろうというふうに思っておりますので、その点については十分、管理者である町長は、みずから頑張っていたきたいということをお願いをしておきたいと思っておりますし、これ20年度は3%カットということで、組合の方も了解をされたというような、先ほどのお話がありました。まだ、お互いに書類ではかわしておらないということでございますが、21年度もこのようなことになるのか、もしもわかっておればちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 条例でも上げておりますように、来年の3月31日までの、これは約束でございます。今後につきましては不確かなところがございますけれども、できるだけ今後についても行革を進めていく中で、むだを省くことによって、できるだけ職員にも迷惑かからないような格好で努力したいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 先ほど、特別職のやつで、家城議員の方から、やはり議員の報酬もカットというようなお話もあったわけですが、もうきょうびはこうした中では、やはり議会の方も人員の削減を考えていかなければいけないというふうに、私は思っております。

4人を削減しますと、先ほど言うておりました1,600万円ほどの削減ということになりますので、私らは正直言いまして報酬カットよりは、士気が上がるためには、やはり議員の削減の方が効果があるのではないかというように思っております。

やはり、それぞれの持ち場がありますので、私はできるだけ報酬は下げずにいくべきが一番ベターではあるかというように思いますが、行政改革を行う中では、やはり職員さんのやっぱり削減は避けて通れないと思いますが、できたら職員さんの給料のカットが一番最後にしていただきたかったなというように思っております。

議員につきましても、そういったことを、これから私は議会の方でまたお話し合いがする場があるかと思っておりますので、そういったときにはそういう方向で申し上げていきたいなということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに、勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、2点ばかりお尋ねをしたいと思います。

先ほどですね、副町長のお話の中で、いわゆるこれまでに3回ですね、その給料の見直しといいますが、カットを受けた職員が、こういうふうに聞いた気がするんですが、一番大きな影響を受けている職員の場合ですね、この3回のを合わせますと何%、あるいは金額でもよろしいが、どのくらい今回影響を受けていると、こういうことになりますか。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。

まず最初が、合併のときであります。皆さんもご存じだと思いますけども、旧3町におきまして、給与に一定のばらつきがありました。それを一本化することによって、平たい言葉で申し上げますと、高いところは安くなった、安いところは高くなったという関係だろうと思っております。

それから、昨年、給与構造改革を7月からさせていただいています。これらによって、一番大きな不利益をこうむった職員は、私たちが実際に計算をしたわけではないんですが、組合の方は100万以上というふうに、組合の方からは聞いております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 先ほど廣野議員さんの質問で、その職員のですね、モチベーションのお話がございました。しかし、そういうことをですね、私はすべての職員さんにですね、私は、あてはまるというふうに思っておりませんし、一つの流れとして受けとめていただきながら頑張っていたいただけるものというふうに思っております。

ちょっとはつきりしないんですけども、今の副町長の答弁では、しかし、かなりな額に影響を受けていらっしゃる方があると、こういうふうに受けとめておきたいと思っております。

それでは、もう1点、質問します。

去年ですね、人事院勧告がございましてね、その勧告の中で、いわゆる非正規の職員ですね、これについての一定の文言が入れられております。あるいは非常勤職員といいますが、このことで私ですね、総務課長に答弁をいただいておりますが、いわゆる本町の場合ですね、4月になったら考えたいと、こういう答弁をいただいておりますが、今回の場合で私、心配しておりますのはですね、いわゆる3%の切り下げが、いわゆる非正規の職員のものにも及ぶのではないかな、こういう危惧を非常に持っております。そのことが、先ほど伊藤議員さんがありましたが、いわゆ

る職員全体のですね、町の経済に与える影響もですね、これは大きいということなんで、そこを一つ、どういうお考えになっておられるのか。と言いますのはですね、現在、この非正規の職員というのは、非常に私は大きな差があるというふうに思っておりまして、NHKもワーキングプアということですが、まだ大体150万前後ではないかなと、こういうふうに思っておりましてですね、大きな現実には、この地域で役場へ勤めるとするものの、内容的には大きな差がですね、一般職の場合と、もちろんあるわけでございます。そういうことから、私は今回、このことによってですね、さらにこういった職員への影響があるということに非常に懸念をするわけですが、そここのところはこういうふうにお考えになっておりますか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今回の人件費の削減につきましては、当然、人件費でございますので、職員分だけを考えておりまして、今お尋ねの臨時の職員さんについては、当初予算審議のときに話があるかなとも思っていたんですけども、基本的に日額はふやしておりますし、それから、新たに通勤手当の支給も考えたいというふうにしております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 同じですね、役場で事務事業の見直しがされてはいるわけですが、現実的にはやっぱり職員さんが減っていかざるを得ない、そういうことの中で、こういった職員がカバーをしてですね、この町が動いていると、このことも事実でございまして、一つ今、お聞かせいただきましたが、十分ですね、そういった方々にも配慮していただきたいということをお願いいたして、終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 議案第12号につきまして、二、三質問させていただきたいと思います。

この私も廣野議員、それから勢旗議員と同様、職員の給料については、余り賛成はしておられないわけなんですけど、ただちょっとお伺いしたいのは、この3%の削減によって、ラスパイレス指数ですね、これがどのようになるのか、お伺いしたいのと。

それから、ラスパイレス指数というものは給料に対して、国とのバランスというのか、パーセントが出るのか、あるいは給与に対して、これは手当等を含めた給与に対して出るのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

議員お尋ねのラスパイレス指数でありますけど、ご承知のとおり、毎年4月1日現在の国家公務員の給料の状況を100とした場合の指数でありますし、したがって、毎年、国の状況が変わることから、今年4月の指数を今の段階で計算することは実際問題不可能だと思っています。しかしながら、現在公表されております昨年のラスパイレス指数から、単純に計算することはできませんが、昨年4月の国の状況が、ことしも同様であるというふうに仮定をした場合は、昨年の93.5%から少なくとも2%程度は下がることになろうかと考えております。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 給料についてなのか、あるいは給与、いわゆる手当も入れたものと、いわゆる国家公務員との単なる給料だけなのか、手当も含めた給与なのか、その辺がね、私もちょっとイン

ターネットで調べてみたんですけども、ちょっとはっきりしませんでしたので、その辺をちょっと確認させてください。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

先ほど、申し上げましたように、毎年4月1日現在の国家公務員の給料だけ。

16番（有吉 正） 給料ですか。

副町長（堀口卓也） はい、給料だけです。これを100にした場合の比較であります。あくまでも給料だけでございますので。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） ちょっと疑問点が解けましたんですが、基本的には、先ほど言いましたように廣野議員、勢旗議員と同様の考えを持っております。つらい部分があると思いますけども、職員のやる気等が落ちないように、特別職の町長を初め副町長も頑張っていたきたいと、このように思います。終わります。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。ちょっと答弁があるそうです。

副町長（堀口卓也） 先ほど廣野議員のご質問に対して、町長が答えておりますので、私がダブって答える必要はないんでありますが、冒頭町長がご報告申し上げましたように、この給与費の抑制問題につきましては、4会場で説明を、それから公式、非公式を合わせまして7回の話し合い、交渉を持っております。その説明、あるいは話し合い、交渉の中で常に町長や私たちが申し上げていきますことは、合併後2年が過ぎまして3年目に入っておりますが、新町まちづくりは町長が申し上げてましたように、一人町長が頑張るものではなくて、職員との共同作業、職員との信頼関係がなければ、新町まちづくりはできないわけでありまして、そういう中で今回、給与費の抑制を提案させていただいておりますけども、組合の方、職員の皆さんには信頼関係はきちりと持って、新町まちづくりに邁進したいということ、それから、そういったことを事ある事に申し上げておまして、ともに新しいまちづくりを進めていく立場でご理解がいただきたいと、決して、職員のモチベーションが下がることなく、頑張っていたきたいということは、この間、何回も職員には申し上げておりますし、それから、行革の必要性につきましても、事ある事に、この間7回の話し合いの中でも給与費の抑制だけじゃなくて、ほかのところにも町民の方々にもこれからご無理を申し上げないかん局面が出てくるという中で、やはり民間ではいち早く内部改革、給与費に手をつけるわけでありまして、公務員の我々としましても、まず内部改革の一環として、給与費の抑制をお願いしたいと、まず初めに給与費の抑制ありきではないけども、よろしくをお願いしたいということは、何回も何回も説明させていただいておりますし、その辺は職員の理解もさせていただいておるものだというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） 終わるつもりだったんですが、もう1点確認させていただきたいと思うんですが、勤勉手当、この条例改正の中にも入っておるわけですが、こういった性格のものなのか、勤勉手当とは一体、どういうものなのかお答えいただきたいと思います。どなたかよろしくお願ひいたします。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 以前にもご質問があっただけお答えしたと思うんですけども、名前がそういうふうになっておりますけれども、期末手当と勤勉手当がございまして、本来ですと勤勉手当につきましては成果といいますか、そういう、どういいますか、勤務成績といいますか、成績に応じて上がり下がりをして一定できるものでございましてけれども、現在はいわゆるボーナスとして期末勤勉手当で一括お支払いをしておるといふこととございまして。

16番（有吉 正） 結構です。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、12号について二、三お伺いしたいというふうに思っています。

一つはですね、先ほどラスパイレスのお話が出ておりました。この点は、2ポイントほど下がるだろうという話があったわけですが、見通しで言うと、そうすると91.5ぐらいになるという予想を立てているということですか。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、前提条件が昨年4月の国の状況が今年も全く一緒であるというふうに仮定した場合の試算、試みの計算でありますので正確ではないんですが、91%ぐらいになるのではないかとこのように考えています。

はい、以上です。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） そうすると、かなり厳しい数字が出てくるわけですね。大体、もう歴史的にもラスパイレスそのものが、指数そのものがとりざたされ出した理由は、地方自治体が100以上だということで、押さえ込むというのが最大の政府側の願いで持ち込まれました。それが今、ずっと定着をしかけているんですが、ここへきて、地方がもう100を飛び越えてるようなのは、もうごくごくわずかですよ。今、先ほどの議案でも言いましたように、地方は、もう農村地域はもう軒並みです、ひどい事態になっていますよね。だからこれが格差をつくり出して、新たな不幸をつくり出しているというのが現状だと思います。

そこで、ラスパイレスに戻って、もう一度見解を聞くわけですが、ラスパイレスそのものの算定方法には、私は地方に得しない、損をする地方が。地方の公務員が損をする算定方法が働いていると思っています。これを一つまずお答え願いたいということの一つとね。

それからもう一つ、この間、人勧のですね、統計データ、いわゆる今言うラスパイレスの指数を割り出す事業所規模ですね、これを、あれは私の理解では300ぐらいだったのではなかったと思っているんですが、事業所が。ところが今回は50人以上の事業所を全部対象にしたんですね、これも全部じゃないですが、抽出なんですけど。そうすると、当然それは指数は下がりますよね、そうなりますね、根拠が下がりますよ。下がったのを100として、今何ほかという計算させとるんですね。ですから地方がますます、もっと下がるということになるんですよ、わかりますわな。そこが今の大きな問題なんですね。ラスパイレスが100より下がったとら、それでええなというんでないんです、事態は深刻なんです。これが格差社会で、僕が先ほどの議案で言ったところなんです。これはね、ほかに波及しとるんです。ここの事業所が、与謝野町の中のトップクラスの、トップクラス、トップのですね、大事業所が下げるといふことは、右倣えで

地方もそうなる、執行自身が、経営者も事業所も含めて執行自身がマイナススパイレスなるんです。下向きになりますよ、もっと下げ、ちょっと言いにくいですが、ストレートに言いますと、ねたみが入りますよ。ありゃ高い、公務員はようけもらっとる、そういうのが実際の声ですよ。そらよくわかってないからだと思うんです。中身やあれが。

私は、職員の皆さんはよく頑張っていると思うし、そらいろんな人がおいでるわけだね、一概には言いませんが、そら10年、20年前から言うたらね、仕事量は本当によく頑張っていると思いますよ、それは置いて。今、言いました50人以上の事業所を対象にしたために、実質的に100と設定するのが下がってくる、そうすると、設定がですよ。それとの比較で91になるわけですから、予想がね。これはもっと実質的に下がるということになりますわな。

まあまあともかく、ともかく数字の設定は私はそうだと思うんです。そこがもし違っていたら教えてください。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ラスパイレス指数の算出方法ですけども、これはあくまでも国家公務員の俸給月額、給料月額を100とした場合との比較でございます、今、申されました50人規模、100人規模というのは、人事院勧告を出すときの対象、民間の給与が幾らかという調査をする対象規模は、そこまで抑えたということでございますので、ラスパイレス指数の算出方法については今申し上げたとおりでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） すみません、混同しておりました。

ともかく、下げる道具にばかり使われてきているということをはっきりしているんです、本質は。それだけ言うておきます。申しわけありません。

それから、二つの目の質問はですね、これはちょっと非常に町長にお伺いしたいというふうに思っているんですが、組合との協議がこの間できた、議案提出は既に出したという問題です。町長として議案提出を合意なく出したということなんですが、それはどういうお考えだったんだろうかということをお伺いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 合意なくという、結果的にはそういう形になっているんですけども、やはり平成20年度の予算を見ますときに、一つの方針として総合計画を推進するということと、やはり行革を進めていくという一つの考え方がございましたから、その中で職員にも、そうしたことで協力をしてほしい。我々みずからが、そうした行革に取り組む姿勢を示したいという、そういう思いで上げさせていただきました。

職員との合意と言いますより、年明けて数字がはっきりある程度してこないとわかりませんので、1月16日に示させていただいたのが、一番取り組む、一番早い、もっと早くという組合の要望もありますけれども、我々としては、それが精いっぱいの中での提示をさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） あのね、私も与謝野町になってからまだ2年ですからね、与謝野町方式というのは、何でもかんでも固定してあるわけじゃ、方式は決まってないわけで、私は経験があるのは旧

加悦町の場合です。旧加悦町の場合ね、組合との協議を抜きにこういう形で出すという例は、基本的になかったと思っています。それは決裂という状況もあったと思うんですよ。だからそういうケースも全くないのではないんですが、基本的にね、私は組合との協議を前提にした提出の仕方をしないと、私はまずいと、本当にまずいと、こういうふうと思うんですね。これはまず私は強く町長には申し上げておきたいというふうに思っています。

それは、どういうことの関係からかということ、先ほどから新しいまちづくりに邁進してもらって、モチベーションをしっかりと下がらないように頑張ってもらおうという論議がありました。私はその部分だと思うんですね。とらえ方はいろいろでしょうが、信頼関係をどうつくるかということが一番大事だと思うんですよ。これがなかったらいい町はできませんよ。どんなシステムやマニュアルをつくってもだめですよ。気持ちだと思っています。それは何かというと、新しいまちづくりに対する認識を共有するということだと思うんですよ。だからその点で町長に再度お伺いしたいんですが、町政を進める上で、いわゆる職員や職員組合というものをどうとらえておられるのかという点をお伺いしたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 職員がともにこの町をつくっていくパートナーだというふうに思っております。ですから、そういう意味では、今回のこのことは、私自身にとっても新しい町での、去年はもう何かわけのわからないうちに進みましたけども、一番最初のそうした取り組みではなかったかなというふうに思いますし、今回のことを一つの教訓にして、今後についてはやはりお互いにキャッチボールをしながらやっていこうというふうに思っておりますし、またそういう進め方にしていきたいというふうに考えております。

ただ、組合の方も6カ月ほど前に提示せんなんということもございましたけれども、非常にこの大きく安定したときでしたらいいんですけども、非常に大きく社会情勢が動いている、そういう中で、なかなかある程度の、その正確な数字をつかむというのが難しい状況の中でございます。ですから、できるだけ早い、そうしたものがまとまった時点で、提示がさせていただきたいと思っておりますし、常から、先ほども申し上げましたように、組合との、そうしたキャッチボールはさせていただきたいと思っておりますし、今後もそういう必要があるということをお伺いしたところで痛感をいたしました。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私ね、状況というんかね、今置かれている町長や町長部局や、それから労働組合の状況ですね、それはもうここで皆さんも大体わかっている方もかなり多いので、率直に言うとね、岩滝の労働組合と野田川の労働組合と加悦の労働組合、全部格差あったんですよ。先ほど答弁がありましたよね、給与だって全部差があったというようにね、いろんなそういう特殊なずれがありますよ。これは組合だけでないですよ。行政そのものが全部いろんな事情で格差があったんですよ。それが一つになったわけですから、それは時間がかかりますよ。

去年の2月でしよう、労働組合ができてから。そんな中でね、組合をつくるということのも大変なことですが、組合がなければね、またともな事業所じゃないわけですからね、町長も組合を育てる立場に立つということをね、やっぱり持たないといいい町はできないと思います。

それからもう一つは、町長には失礼ですが、長いキャリアを持っておるんですが、町自身もね、

私はここはもっと切磋琢磨するといいますが、研究もしてやっぱりね、職員一体になって頑張っていける町をつくらなあかと、ここのね、立場に立ってですね、労働組合にもお互いに成長し合うという関係をね、築く努力をもっともっと僕は時間を割いてほしいと、力を注いでほしいというふうに思いますね。このことがなければいい町、私はできないと。町民の皆さんが主人公ですよ、もちろん。ただね、そのつながりを調整役として果たす役割は町の職員なんです。だから町の職員がね、きちっと団結してないとだめだと思いますね。だから、そういうことをどう維持していくかという角度から見たときにですね、もっともっとやっぱりその部分を大切にするとことをしないと、本当の意味でね、貢献できるような労働組合が、地域の皆さんにも貢献できるような、そういう組織に大きく変わることはできないと思うんですね。だからそういう点で、いろいろと言いましたけども、そういうことを大きく押しながらいいい町をつくっていくという努力をお願いするというふうに思っています。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

10番（赤松孝一） それでは、1点のみ質問いたします。

町長に質問いたしますが、町長の方からですね、職員組合の方に対しまして、給与の3%カットは最長でも2年間、できる限り平成20年度のみとし、平成21年度以降はカットしなくてもよいようになるよう努めたいというふうなことを伺っているんですが、これはそうでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりでございます。

10番（赤松孝一） はい、わかりました。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対件の発言を許します。

反対意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） それでは賛成意見の発言を許します。

小林議員。

5番（小林庸夫） それでは、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、与謝野クラブを代表しまして、賛成の立場で討論いたします。

今議会の初日に町長から平成20年度の予算編成方針をお聞きいたしました。新年度予算は行政改革大綱を最大のテーマとする、そのためには事業にメリハリをつける。内部経費の削減をする。事務事業の見直しをする。人件費の抑制を行うなどを示されまして、かつ平成21年度からの財政健全化法の全面施行も控え、厳しい財政事業の中でまちづくりに頑張りたいと、このようにお聞きいたしました。

私は、このたびの市町村合併は、わかりやすく表現すれば、国の財政の厳しさから、それぞれの自治体が周辺の町と一緒にあって合理化を図り、少しでも自立してほしい、力をつけてほしいというのが国の本音ではあるかと思っております。

合併した町には、今までどおりの地方交付税を支給するように聞いていましたが、三位一体改革により、全く逆の施策が決定され、全国の自治体運営にとっては、容易ならない今日になっていきますことはご承知のとおりであり、与謝野町の財政状況も平成18年度決算から見ますと、大まかに借金が302億円、貯金が23億円、通年決算では辛うじて黒字とんとんという状態でございます。

今さら申すまでもなく、待ったなしの高齢化はどんどん進む中で、現役世代の減少と地域を取り巻く著しい経済基盤の沈下など、素人的に考えても、町の財務内容を少しでも改善する手だてを1日も早く着手しないことには、我々はもちろんのこと、若い世代に重い荷を託すことになるのは目に見えております。

こういった環境下、このたびの職員給与に関する条例の一部改正ですが、行革答申の中の、与謝野町と類似団体との比較を見てみますと、義務的経費と言われる人件費が、住民一人当たり1.37倍、物件費も1.6倍と、高い数字となっております。必然的に、経常収支比率も類似団体の85%が、当町は93%であり、非常に硬直した財政状況であります。

公務員の給与は、国は人事院、各都道府県はそれぞれの人事委員会の勧告によって、法律や条例を改正して決められています。公務員は、首都圏など憲法で保障された労働基本権が誓約されているため、その代償措置として勧告制度が設けられたものですが、勧告は公務員給与と民間格差を埋めることを基本としており、その年の4月の民間企業実態調査をもとにまとめられるものです。これまでは、民間賃金に引っ張られる形で、公務員給与も引き上げ勧告が続いてきましたが、一部優良企業などは別としまして、ここ数年は長引く構造不況などを反映し、民間賃金は低迷しているのが現状であります。

過日の日経新聞にも「自治体、職員リストラ加速」として、近畿2府4県の自治体が職員数削減、給与カットなどのリストラ策を急ぎ始めたと、また兵庫県は「初任給の引き下げも」と出ていましたが、どこの自治体も厳しい内部事情の結果のことと思われまます。

今回、町長も今後の財政状況のなどを勘案し、苦渋の決断をなされての提案と受けとめ、いろんな意味から今大変な時期に入っているといっても決して過言ではない中、この町をみんなでどう守っていくのか、構築していくのか、自立の力を少しでもつけるのか、行政改革の目標に官民一体となって推し進めるためにも、このたびの案件に賛成いたしまして、討論を終わります。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 賛成全員であります。

よって、議案第12号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議長（糸井満雄） 次に、日程第3 議案第13号 与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、特勤手当につきましてですね、税務手当につきましてのお考えをお尋ねを、お聞きをしておきたいと思っております。

これは、副町長にお尋ねしますかな。

まず、総務省はですね、毎年度、特勤手当のですね、実態調査をやられていると、こういうふうに認識しておるわけですが、その指摘を見てもですね、特勤手当は本来、対象となる業務に従事した場合ごとに支給をされるということであってですね、その職にあることによって、これが支給をされるというものはいかなものかなと、こういうふうにですね、指摘をされておる。だから、個々の職務の特殊性に応じて、これは日額、もしくは件数によってですね、それは支給をすると、こういうことが正しいというふうに指摘をされておりますが、ここのところは現状とあわせてお答えいただけますか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりだというふうに思っております。

ただ、今回、提案しております中身につきましては、やはり古い時代からの一定の、そうした積み重ねがございまして、本来ですとそういうふうな方に改定すべきであろうというふうに思いましたが、今回、非常に給与の改定を、3%カットをお願いしておりますので、そうした中で、この件についても、一たん預かりのような形になっております。今後については何らかの検討が必要かというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、税務課長にお尋ねをしたいと思っております。

税務課の職員さんの場合はですね、現在どういう配置になっているかわかりませんが、徴税吏員というですね、資格が与えられております。

課長、今、徴税吏員証を携行されておりますか。持っておられたらちょっと読んでみてください。

議長（糸井満雄） 日高課長。

税務課長（日高勝典） 失礼します。

徴税吏員証ですが、裏面に1、本証は徴税の賦課徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。

2、本証は関係人の請求のあったときは、いつでもこれを提示しなくてはならない。

3、本証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

4、本証の有効期間は発行の日から1年とする。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今、税務課長から読み上げていただきましたように、税務の職員にはですね、徴税吏員証の携行が通常義務づけられておると、これは徴税吏員というのはですね、その地方税の賦課徴収に従事する地方団体の吏員ということになっておるわけですが、地方税法を見てもとですね、地方税法では賦課徴収に係るものとして、地方団体の長ですね、町長及び徴税吏員の二者がですね、規定をされております。

第3条の2の規定によりますと、地方団体の長は、町長はその条例によってですね、権限の一部を徴税税務の職員、あるいは税務事務所に委任することができると、こうなっておるわけですが、やるのは町長と税務課の徴税吏員ということになっております。

このことにつきましてですね、いわゆる税務職というのは国家公務員の場合でもですね、通常1.5号俸ないし2号俸の給与の上側の別表が与えられております。

それから、京都府の職員の場合でもですね、これは日額幾らということになっておりますけれども、町の職員のもので、大体10倍に近いような税務手当がですね、実際に支給されておる、このことについてはですね、税務課長はなぜだと思われませんか。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 大変難しいご質問をいただいたんですが、基本的には賦課徴税につきまして、この文書の中の吏員証を持つことによって、検査だとか、質問だとか、そういう内容等調査に入れるという権限を与えられてる部分がありまして、そのところで特別的な部分という判断がなされているのではないかというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、もう1点お尋ねします。

これは副町長でも総務課長でもよろしいが、いわゆる通常の職員の場合は、地方公務員法によって、いろんな処罰を受けることにはなりますが、税務の職員の場合はですね、ほかの法律に、他の法律によって処罰を受けるということがございます。このことでですね、いわゆる特勤手当といすうものも、そういったものを加味していると思うんですが、そのところはどういうふうに使われておりますか。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。

今のご質問にお答えする前に、先ほど税務課長がお答えをさせていただきました関係、少しさかのぼってご説明をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のように、国家公務員、税務職の国家公務員につきましては、昭和23年に税務とか、鉄道とか、船員とか、警察とか、この4種類は特別の俸給表ができて、ちょうどそのころに京都府では、税務の特別手当支給条例ができています。

考え方なんですが、京都府の、いわゆる税務手当ができた経過につきましては、国との俸給、国の税務職の給料表との格差を是正するためにできたものではないと、あくまでも通常でない特殊の勤務を市、または著しく困難な事情があるということで、京都府の税務手当ができたように聞いております。

現在、京都府におかれましては、それまでは月額の手当を支給されておられましたけれども、

平成の19年4月1日、去年の4月1日からは日額の特務手当、税務手当が月額から日額に変わったように聞いております。当時の月額の税務手当の金額を20で割って、それが1日当たりの日額の特務手当というふうになったようであります。

議員もおっしゃいましたように、従来は月額特勤の場合は税務課に籍がありましたら、手当がもらえとった傾向があるんですが、昨年4月から税務手当が日額化をされましたときからは、例えば有給休暇で休んだり、あるいは京都の方へ研修に行ったり、こういった日は支給の対象から外れて、文字どおり税の賦課、あるいは徴収権限を行使する業務があった、その勤務日だけ日額特勤が支給されるように改定をされたというふうに伺っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 今、副町長のお答えですね、1,100円ということになっておりますね。1,100円なんですが、日額、賦課というのは税務課の職員は毎日賦課とか、そういう事務をやっているんですね。だから、これはもう実際には月に多少、今までとは落ちて、それ1,100円掛ける何日かが支払う、これが私は実態だろうというふうに思うんですが、先ほど質問しましたですね、いわゆるこの地方公務員法ではなしにですね、他の法律によって、この税務課の職員は罰せられることがある、このことについては副町長どうでしょう。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今の罰則といいますか、その件だと思います。守秘義務の漏えいに限って言わせていただければ、地方公務員法では1年以下の懲役、または3万円以下の罰金ということでございます。

それから、地方税法では2年以下の懲役、または10万円以下の罰金ということになっておりまして、地方税法、地方税に携わる職員の方は罰則はきついということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） ほかにですね、公職選挙法もあるんですね。地方公務員法の場合は、例えば選挙違反なんかで一般の職員さんが何かにひっかかりますと、税務の職員は公選法がばすっとかかります。したがって、有無も言わずかかる、こういうことがあるということですね、一つぜひですね、頭に入れておいてほしいと、こういうふうに思っておるわけですが、いわゆる税という職場、近年ですね、ずっと税務は長い間ですね、住民の方々のご協力で自然にかなりの額が入ってくるということで、税務の努力がですね、なかなか表面に見えないと、こういう実態に私はあるのではないかな、ところがこれだけ滞納がふえてきてですね、そしていよいよ差し押さえをやらんなんということになりますと、差し押さえでも、これまでは一番最初は電話加入権やったらよかったと、その後ですね、副町長もご承知のように不動産の今、いわゆる差し押さえかけとったらよかった、ところがこれからはですね、やっぱり日常生活の道具にですね、赤紙を貼らんなんようなことになってくる、ここでですね、税務の職員が苦勞というのはですね、大変なものになってくる。私はこういうふうに思うわけです。

例えばですね、今自動車の関係で言いますと、鹿児島県で開発された新しい差し押さえの方法は、自動車の車輪にストップをかけてですね、そして差し押さえをすると、こういう方向がですね、出てまいりますと、まさに現場でですね、激しいやりとりが私は行われるようになってくる、こういうふうに思っておりますね、これはこれで今の税務がこういう流れなんだなという、

私は思っておりますけれども、しかし、そういう背景があるということを、税務の職員の側から非常にご苦労だということをですね、かつて蒋介石が、なぜ中国大陸から台湾に来たかと言いますと、蒋介石が税金を集める方法を知らなると、こういって言われております。したがって、税金を集めたらどこの町も絶対いけません。

一つ、これはこれであれですけれども、一つこういったことの観点からですね、税務というものが非常に厳しい職場だ、あるいは大変だということをぜひ思いをいたしていただきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは少し質問をさせていただきます。

参考資料の中に、いろいろな業務と手当の関係が出とるわけですが、この中で先ほど勢旗議員、税務の関係は事細かく言われました。あと死体処置とか精神病者の護送だとか、いろんなあるんですけど、この中、従来からある手当を、かなり特殊勤務手当について整理された中で今残っている分ということなんだろうと思うんですが、これについて、これを廃止することにおいて、3%と先ほどの条例の3%カットと、これとダブるといようなこともいろいろと聞きましたので、この中でいわゆる今現実にもう使ってないというのがあるのか、ないのか、あるとしたら、どれとどれとが今現実、支出されてないということなのか、それとも全部支出されているとしたら、大体年間どれくらいの支出があったのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 資料11ページの一番左に特殊勤務手当というふうにあります、一番左の列です。そこで上から四つ目、これはX線医師というふうになっております。これは、まれにあるかというふうに思います。

9 番（井田義之） それにあるん。

これはだれが担当……。

総務課長（大下 修） これは国保の診療所。

9 番（井田義之） そしたら先生が対象ということ……。

総務課長（大下 修） はい、そうですか。すみません。ないということです。申しわけないです。

それから往診もございません。それからその下、括弧で対象なしというふうに、し尿処事務の分は、これは対象なしとしております。

それから、ずっと下へ行きます、火葬場の事務、これも対象なしでございます。それ以外は対象としております。

9 番（井田義之） これ金額わからんの、これまで、その対象の分の金額。

総務課長（大下 修） 金額は把握しておりません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 金額も、大体どれくらい回数があったのかということとあわせてちょっと知りたかったんですが、わからないということで結構です。

ここであと死体処置だとか、精神病者の護送については、これはあるということなんですけど

も、これは福祉課長の方でわかるんですか。大体年間どれくらいあるのか、どなたがやっておられるのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

精神病者護送ということで、これにつきましてはここ近年、そういった実績は全くございません。

9 番（井田義之） 死体処置、これはだれの担当になっとんのか。

福祉課長（岡田康利） この死体処置につきましても、全く。

9 番（井田義之） どこが担当しとるんかな。

福祉課長（岡田康利） 担当課は、はっきりとは確認はできておりませんが、こういった場合は、自殺者であったり、それから海の方に死体が出てきたというような場合でございますので、そういった事例も、ここ数年ないという状況でございます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 先ほどの金額の件でございますけれども、20年度の当初予算で、予算ベースで申し上げますと、特殊勤務手当は社会福祉総務費で、今の死体のだと思んですけど、6,000円をみております。

それから斎場の方で12万円をみておりまして、し尿処理費で132万円、合計144万6,000円を予算計上させていただいております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 実際にあるかないのかの話なんですけれども、いわゆる死体処置なんていうのは町ですもんやなしに、今は消防車だか、それから警察だとかいうところで実際にはやられて、消防団の人が火災の中で不幸な死体、焼死の方を見たときにもありますけど、それも消防署の方で処置をされているようですし、これはもう本当にいるのかなと、ここまでやんなければならないのかなという気がいたします。これも一定、また整理していただくとありがたいかなというふうに。

要は、私最初に言いましたように、結局、この分と3%の分で、それがどれくらいの、3%カットした中で、なおかつ特別勤務手当が減るとということで、その一番、生活がかなり、これまで多いとか少ないとかは別にして、やっぱり所得に応じた生活をされてきとるんで、その方は、もう両かぶる方については、幾らかの生活の圧縮をしていかなければならないという状態が起きてくるだろうということが予測されるわけですけども、その一番多い金額の方が大体どれくらいになるのか、かわいそうな方というのか、そういう方は幾らぐらいになるのかという試算はできてるのかどうか、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議案資料の11ページの表で申し上げますと、実態的に一番大きな減額になるのは、一番上の税務課職員に支給をいたしております徴税事務2,000円、それから、下から八つ目ですか、し尿収集手数料月額2,000円、これが一番大きな金額になるかと思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ということは、この方々は結局12カ月ですので144になるんですか、144

プラス3%カットがくるということで、その辺のところは、先ほど職員との交渉の中で、今後細かい部分もうちょっというようにも含めましたけれども、こういうことも入っておったのかどうか、これについては一応、今回、我々は、この条例について賛成か反対かという立場を表示していかねばならないわけですね。そういうふうなことも一応組合との交渉の中では、あらかじめ了解はいただいておりますと言われた、その中に入っておるといふふうに理解したらいいのかどうかだけ最後に答弁をお願いします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当初提示しましたのが、ここの表にありますよりももう少し厳しい状況のものを提示させていただきました。いろいろと交渉する中で、この特にし尿処理衛生プラントの方では、これがほとんどどっちかといいますと、3Kの仕事の中で生活給になっている部分があるので、そうしたことでもっとそれを、もう一度精査して、ここに掲げている表で今回させていただきました。一応、合意が、合意といいますか、理解はいただきました。

ただ、その中でやはり収集をしました後の支払いの方法について、やはりもう少し工夫をするべきだと、してほしいと、例えば口座に全部するとか、口座振替にするとか、品券をもう少しちゃんとするとか、そうした検討が必要だというふうに、お互いにその辺は理解しましたので、それらには今後に向けて検討はしていきたいというふうに思っております。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸一） 一つだけお尋ねしたいと思います。

この中で感染症防止作業というのがございますが、具体的にどういったことが対象になっているのか。福祉課長ですか。向こうの住民課長ですか。

議 長（糸井満雄） 藤原住民課長。

住民環境課長（藤原清隆） 災害がありまして、水がついたような場合、いろんな消毒したりせんなん場合が出てきますので、そういった手当でございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸一） 私は、例えばの話、新型インフルエンザとかね、そういったものが、いわゆる蔓延した場合の、そういうようなことをなさるのかなと思ったりしたんですけど、それとは関係ないですか、行政の方は。

議 長（糸井満雄） 答弁はどなたですか。

太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと事例がないのと、わからない部分があるんですけど、そういうふうに医療的に、あるいは保健所あたりとの、そうした中での指導の中で動くということになるかというふうに思いますし、この場合は町内で起こった、そういう災害時の床上浸水、水がつかったときの後、保健課あたりが中心になって消毒に回る。そうしたことに対する手当というふうにお考えいただけたらと思います。防御をするためとか、感染をするということになりますと、また違った機関、保健所を中心にした、そういう指導の中で行政も動くということになるかと思いません。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸一） そういった事情はわかりましたのでいいんですけども、いわゆるそういうワクチンがね、まだ開発されていない新型インフルエンザが蔓延するというような中で、いわゆる行政的な立場でもなさる意味合いのことかなと思って、ちょっとそういうことをお尋ねしたんですが、いわゆる今年になってからですか、NHKでもそういったドラマをね、2日間やっていましたが、いわゆる何が起きるかわからただけに、行政側としても、いわゆるそういう準備というんですか、そういったあたりのことを、またお考えいただきたいと思います。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第13号 与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。5分ぐらいのところです。20分まで休憩します。

（休憩 午後4時03分）

（再開 午後4時20分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4 議案第42号 平成20年度与謝野町一般会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入りますが、質疑の方法は既にお知らせしておりますように、1回の質疑が15分以内で、3回まで質疑ができることになっております。質疑に当たっての区分は設けておりませんので、歳入、歳出全般で行っていただきたいと思っております。

それでは、質疑を受けます。

服部議員。

17番（服部博和） それでは、早速入らせていただきたいと思っております。

まず、財政課長にお伺いしたいと思います。

昨今のテレビや新聞で大変に賑わっております道路特定財源でありますけれども、揮発油税など道路の特定財源の暫定税率がなくなるような気配があるわけでございます。

これなくなりますと、国と地方と合わせて2兆6,000億円の税の減収というようなことが言われております。暫定税率につきましては、国の特定財源と地方の特定地方財源があるわけでございます。主としまして、国の方では揮発油税などがある。それから、また地方の特定財源

は自動車の取得税だとか、重量税だとかというようなものがあるというふうに向っておるわけでございますけれども、これらの暫定税率が3月末で期限が切れる可能性が大になってきたというような感じがするわけでございます。

この参議院で可決されても衆議院4月末までにまた再議決をすれば、税率は戻るというふうに言われておりますけれども、私たちの町も予算編成をしなきゃならんというところに入っておるわけでございますけれども、このいわゆる暫定税率が3月末で切れるということになりましたならば、当町といたしましては、その減に対する対応策というものは、どういうふうを考えられておるのか、また新聞なんかによりましたら、他の市町村では、いわゆる受け皿として予算を組んでおられるようなところもあるようでございますけれども、当町の場合はどのような状態で、どのようなお考えでおられるのか、まず第1点質問させていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

道路特定財源の関係につきましては、暫定税率の関係でございますけれども、服部議員ご指摘のように、3月31日までに、なかなか調整が困難なようでございまして、一たんは暫定税率が廃止になるのではないかという見方をいたしております。

当町の当初予算の組み立てでございますけれども、暫定税率がこのまま続くという前提で予算を組まさせていただいております。

これは京都府の資料なんですけれども、平成18年度の暫定税率の関係でございますけれども、与謝野町をとりますと国特定財源、いわゆる明石香河線ですとか、岩屋川線、石川上山田線の改良事業に対する補助金が1億9,800万円入っております。これは地方特定財源ということで自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金、これが合わせまして1億6,500万円入っております。

暫定税率が廃止になりますと、明石香河岩屋川のいわゆる国の補助金の方ですが、これが1億8,000万円程度減ると、それから自動車重量税等で7,500万円減ると、合わせますと2億5,500万円が減額をされると、こういう状況でございます。

この減額の率で、平成20年度当初予算にあてはめてみますと明石香河、岩屋川線、石川上山田線で1億4,800万円の補助金を組んでおります。

先ほどの率でいきますと1億3,300万円程度、これが減額になるだろうと、それから自動車重量譲与税などの交付金でございますが、これを1億6,000万円組んでおりますが、7,200万円程度減収になるだろうと、約7億ということでございます。失礼しました。約2億と、2億が減収になるだろうという見込みでございます。

そうなった場合に、与謝野町としてどうするかということにつきましては、これはまだ協議をいたしておりません。方法としては二つあるだろうと、一つはこの入ってくるお金に見合う事業量に落として、多くの年月をかけてやっていくという方法、それからもう一つはその補助金が入ってこないわけでございますので、それをカバーするのは基金から繰り入れるか、あるいは起債を発行する、その二つの手があるということでございます。ただ、これにつきましては、3月31日までに調整ができなくてもですね、その後どうなるのか、やっぱりいろいろ全く姿が見えてこんもんでございまして、今、与謝野町として、こうあるべきという答えは持ってないという

とでございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） この特定財源につきます議論は、また別のところにおきまして、とりあえず質問をさせていただきたいと思います。

今、課長の答弁では、事業に見合う量で長い年月をかけて償還して行く方法と、それから基金とか起債とかで賄う方法、二通りだというふうにおっしゃったわけでございます。

当然、財政調整基金というものが、こういうふうなときのためにあるだろうというふうに乗っておるわけでございますけれども、資料を見せて、この予算の資料を見せていただいておりますと、ざっと10億弱の財調があるということでございますけれども、これらの10億ある分で当座賄っていけるおつもりがあるのかどうか、そこのところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

町としてこういうふうにしようという結論を導いたわけではございませんので、私の個人的な考えということでお聞きいただきたいわけですが、基金も限度がございますし、それからこれを今、すべてはたいてしまいますと、将来的にまたここまでためることができるかどうかという確約がない中で、なかなか難しい決断だろうと言わざるを得ないというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） はい、わかりました。質問を変えます。

次は265ページの江中の中学校施設整備事業で、耐震補強設計監理委託料400万円についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

この耐震を各学校で診断をやっておられるわけですが、この設計監理をしていただく業者の選定はどのような基準で選定をされておられるのか、まずお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの服部議員さんのご質問の耐震の実施設計の業者選定の関係でございますが、まず指名委員会の中で業者を選定をしまして、その指名委員会に上がってきます業者はきょうまでの、いわゆる経験豊富なといいますが、実績のある業者を選定をして、その中で入札会を開催をいたしております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） この当然、入札会をやってという、今課長の答弁だったわけですが、この業者といいますが、この管理をされる設計業者というのは、どのような仕事、どこまでの範囲やられるのか、ちょっと具体的にわかりやすく教えていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） この20年度予算で設計委託の管理料を予算化をしておりますので、予定としましては、来年度平成21年度には耐震補強の工事をしていきたいというふうに予定をしております。

したがいまして、その平成21年度、来年度に工事に着工ができますような、いわゆる実施設計といいますが、工事関係の詳細な設計等を委託をして、そういった図面を作成してもらおう予定でおります。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 詳細な設計をしていただくということで、大変ご苦勞な仕事だろうというふうに思うわけでございますけれども、実は文教厚生委員会の中で、ちょっと腑に落ちない点が出てきましたので、今回、所管の委員会でございますけれども質問をさせていただいておるわけでございますけれども、平成18年度に発注した耐震診断委託業者からの報告で、協議すべき事態が発生したということが過日の文教厚生委員会に相談がけがあったわけでございます。それは、加悦中学校でございます、校舎が3棟、体育館が2棟、この5棟がI s値が非常に低い結果が出たということでございます。

特に、第一体育館に関しましては、I s値が0.09と特別に低いと、そのため体育館に限定して文教厚生委員会に相談があったわけでございます。当然、校舎の方も相談がありましたけれども、特に0.09という、体育館につきまして、重点的に説明をかけられたということ、相談をかけられたということでございます。

通常、学校の建築の改修に当たってはI s値、いわゆる耐震性の判断値といいますが、これがより安全な0.75以上を目的とされておるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、加悦中の体育館は0.09と、極端に悪いために早急な対応が必要だということでありました。

しかし、この補強概算工事として1億4,000万ほどの多額な費用が必要だということなので、まず第一にびっくりしたわけでございます。と申しますのは、類似工事として同じI s値が0.09の石川の小学校の体育館が3,300万円ほど出てきております。また、I s値が0.19の桑飼小学校の体育館が1,700万円で済んでおると、それなのに先ほど申しましたように1億4,000万ほどの値段が、価格がするというようなことでびっくりをしておったわけでございます。

それでは、なぜこのような多額な工事費が必要なのかということになりますけれども、現場調査の結果、設計図に記入されている、あるべき部材が入っていないことがわかったということに説明をされております。その部材が何だかと言いますと、水平部材でダイバーと呼ばれておるものであり、加悦中の体育館は、いわゆるかまぼこ型の屋根であります。鉛直の力と言われます、いわゆる鉄骨材の自重や積雪過重等、上から受ける力に対して、要するに上から抑えたら下が広がるから下のつっぱりが要るんだということ。これが設計図には図示されておるものの、体育館にはないというようなことが説明をされたわけでございます。

重ねて、委託業者、設計者ですね、設計業者はこんなことは構造上、水平部のダイバーが入っていないということは考えられんというようなところまで、明確に言っておるということでございます。その中で、いわゆる手抜き工事だというような言葉も出てきたというようなことで、そんなことは大変だということで、委員会も上を下への大騒ぎをしとったわけでございまして、こういうような大問題が委員会の中で出ましたので、いわゆる責任上、委員長が一般質問でも、この問題は取り上げられたことがございますし、また、読売新聞には体育館の記事も出たような経過

がございます。私もちょうどその時分に総合計画の件が、この議会に報告されましたので、その中で、いわゆる統合の問題は小学校だけであったのを、こういうような問題が加悦中学校で発生しとるんだから、小学校だけじゃなしに中学校も入れるべきだということで、いわゆる小学校という文言を学校というようなことで、中学校も含むという含みをしていただいたような経過もあるわけでございます。

こんな状況の中で、多くの方が心配をして頭を痛めて、対応策を見出そうといろいろと苦慮されておられるわけでございます。そんな中で過日、文教委員会において今まで説明されていたことを180度変わったというような状態が出て、大変びっくりしておられるわけでございます。

そういうようなことで、I s値が0.09は今までは危険な建物であると、水平部材が取りつけてないことは考えられないと言われてきたことが、今回の説明ではI s値については、通常においても0.1から0.3の程度が多く存在するので信じられない数字ではないというふうに変ってきました。

次に、今まで設計業者の、中村設計というんですけれども、図面を見てダイバーが入っているが、図面にはですよ、ダイバーが入っているが建物には入ってない、不思議なことだ、こんなことは考えられない手抜き工事であるとまで明言されておったわけでございます。ところが今回、設計図の読みが浅かったため、ダイバーがないものとして診断したというようなことになってきたと。当然、これ図面を見ればダイバーが入っているか、入ってないかぐらいのことは素人だっただけでわかるだろうというふうには思っております。

またその上、念を押して教育委員会の技師さん、この人は元建設課の技師でございますので図面を見るのには精通しておられる方でございます。この方がみずから図面を引いて、ダイバーとはこういうものかと、ここにこういうふうに入るんですねということまで中村設計に確認までしております。中村設計はそのとおりですと言うと、返答されたということでございます。

それなのに今回、こういうように180度違ったことが出てくるということは、先ほど課長が答弁をされた細かいところまで信頼のある、経験のある業者にお任せしておりますということとはほど遠いことではないかなというふうには思っておられるわけですが、今までの経過を、私が一方的に説明をしましたけれども、間違っておるところがありますか、ないのか、まずご答弁お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 文教厚生常任委員会でご報告をさせていただいた内容を今、議員さんが見る経過として、経過報告をされておりますので、概要的にはそのとおりであります。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） それでは、質問に入らせていただきます。

53年当時、加悦中体育館建設のために設計図を書かれた萩本設計という設計業者が、現在でもまだ存在しておられて、営業しておられるということを聞いております。そういう実際に、一番最初に設計をされて、そして、それを施工業者と一緒に、あの体育館を建てられた萩本設計に依頼せずに、なぜこのような中村設計に依頼されたのか、その辺の経過はまずお伺いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 私どもが承知をしておりますのは、耐震診断ですとか、この耐震補強工事の設計をしていただく業者については一定の資格をお持ちであるというふうに聞いております。それで失礼な言い方になるかも知れませんが、確かに萩本設計さんにつきましては、その当時、学校建設のその図面を引かれた業者ではございますが、その耐震診断をしていくということについては、その先ほども申しましたように、入札会等で業者選定を、入札会と言いますか、指名委員会なんかで、何社か指名をしておりますが、その中には入っておられません。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） そんなら今のところをもう一度聞きますけれども、耐震設計と、いわゆる建設設計とでは資格が違うということですか、まず第一点、それを伺いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 耐震設計を実施をしようと思いますと、構造的な、そういった部分も専門的な知識をお持ちの業者というふうに我々は聞いておりますので、そのあたりが、例えば一般の一般の建築士云々の資格だけでは、そういった補強工事、あるいは耐震診断というものは、そういう資格まではいかないといえますか、そういう資格はお持ちでないというふうに受けとめております。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） そしたら、それはわかりましたけど、ほんなら萩本設計は本当に、この資格はないということはきちっと確認をされたんですね。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） そこまでの確認はさせていただいておりません。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） 確認をせん萩本さんが、ほんなら耐震の設計ができないというようなことは、どうしてわかるんですか、ちょっと具体的に教えてください。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 確かに確認はしてはおりませんが、その指名委員の中では、何社かきょうまでの京都府下での、何社か実績のお持ちの会社を指名をさせていただきまして、そして、入札会を開催をいたしております。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） どう言いますか、せっかくこれつくった、自分が設計して、萩本さんが設計して生み出された業者が、設計業者がおられるわけなんで、その方にまず順番としては、やっぱり聞かれていくのが常道ではないかなと思うわけですね。

だから、要するに、ただ指名委員会の方で、そこに萩本さんが入っておられないから、全然違うところへ持ってきて、こんな事態が出るということは想定、そのときはされてなかったと思いますけれども、当然、萩本さんにも、どうなんですかという資格確認をして、それから資格があるなら打診をしていくということが筋論じゃないかなというふうに思うんですけども、そのところはどういうふうに思っておりますか。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） この今の事態と言いますか、その体育館にダイバーがあるとか、ないとか、そういう時点と言いますか、そういう発見をした時点であれば、例えば請け負いました建設業者の方

から、もともとの体育館を建設されました萩本設計事務所の方に問い合わせをするということは一理はあると思いますが、今私どもが実施設計、あるいは一番最初は耐震診断ですから、その耐震診断をするということは、今の建物でもって構造計算を、耐震補強していくため、あるいは耐震力といいますが、そういった構造計算をしていただく業者であれば、その耐震診断の数値を出し、あるいは京都府との判定委員会のやりとりをクリアをしていただければいいわけですので、その指名委員会で指名をしました業者でもって、今回の場合は入札をさせていただいて、18年度に実施設計をしたということでございます。失礼しました。18年度に耐震診断を行ったということでございます。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） 時間がありませんので、あしたもう一度質問させていただきます。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

森本議員。

なお、あらかじめ申し上げますが、議事の都合により、5時以降も質疑を行いますので、あらかじめご承知願いたいと思います。

1 4 番（森本敏軌） それでは、平成20年度の一般会計予算についてお尋ねがいたしたいというふうに思います。

まず、町長にお尋ねがいたしたいというふうに思います。

平成20年度は、町長におかれましても、私たち議員おいてもですね、3年目を迎えて、折り返しの年になるというふうに思っております、合併と謝野町をですね、昨年示されてました行政改革大綱等総合計画の追考元年としてですね、持続可能な軌道にですね、乗せなければならない年ではないかなというふうに認識をいたしております。

これらの目標に少しでも接近することが求められているというふうに思うんですが、行政改革大綱については、年間平均4億円の削減と経常収支比率の90%以下に下げるとい、高いハードルが示されておまして、12月の一般質問の中でも、町長は昨年度以上にですね、スクラップ・アンド・ビルドによるメリ張りを付けた予算編成を指示しているが、事務事業の再検討では目標額には到底及ばないと、さらに検討を指示して、どこまで見込めるかわからないけれども、精いっぱい努力したいというふうな答弁でありました。提案説明でも行革目標達成に向けまして、行政の効率化を図り、住民の目線での行政の推進、一体感の情勢が図れるように、既存事業や懸案事業の再検討など、スクラップ・アンド・ビルドを基本にメリ張りをつけ効率的、効果的に付託に答える予算編成を進めてきたというふうな説明でありました。

編成されました20年度一般会計予算は100億9,080万円で、19年度比2億1,700万円の減の予算となっておりますが、この中で行政改革大綱に基づいて、町長初め先ほど審議ありましたけれども、みずから特別職らの給料の5%減額や、それから職員の給料3%減額、そして職員の削減など、見えた形で人件費が1億4,744万円減額をされております。

今、行革、初年度から一気にですね、4億円という削減は非常に厳しいという状況だと思えますけれども、これがやっぱり絵に書いたもちにならないように、早い段階からやっぱり目標に近づけていくことが重要じゃないかというふうに思っておりますが、町長はですね、20年度予算

への反映について、実施計画、3年計画もあるわけですが、それもやっていかなければならないという中で、初年度としては町長として十分な達成になったというふうに認識をされているのか、その点、まずお伺いがいたしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回のいろんな、この審議の中で、いろいろと議員の皆さんからのご意見いただいたり、ご心配をかけている向きもあろうかと思えますけれども、やはり平成20年度は思わない、そうした非常に厳しい状況の中で、総合計画に掲げてます中身について、やはり一つでも前へ進むような方向へ進めていきたいというふうに考えております。

ハードな面では、道路の岩屋川線、あるいは香河峠、あるいは阿蘇シーサイドパークの整備等々、そうした結構引き継いでいる。また、地元の要望の強い、そうしたものをみんなやりかけておりますから、やはりそれらを仕上げながら、その中で新たな課題が多く出ておりますので、それらが財政的にもうまく回していけるように、また要望にこたえていけるようにさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、そういう中で非常に1年に4億という削減ということは、本当にハードルが高いものだというふうに思います。

いっときに4億はできないかもわかりませんが、トータル的に計画を立てる中で5年間で何とか20億、そうしたものをクリアしていきたいと、そのためには、先ほど来、出ておりましたような、五つの項目の中で取り組めるものから取り組んでいきたいと、この中に、特に上げておりますのは公共施設の統廃合、その中でも庁舎の統廃合につきましては、特に野田川の庁舎の北庁舎を除く部分について、これは、ただ人を移動させるだけではなく、機能やら、それから課を移動させるということになりますので、いろんな整備、若干の整備といいますが、そうしたものの機械等の整備も必要ですし、どうすれば一番むだなく効率的にやれるかということを庁舎内で検討をさせるようにしております。

また、ほかの公共施設につきましては、とりわけ学校、小・中学校、幼稚園、それから保育所、それらについては適正規模、適正配置の、そうした検討委員会を4月に入りましたら、すぐ立ち上げるような方向に、もう既に指示しておりますので、間もなく立ち上がってくるかと思えます。そうした中で、できるだけ早くそうしたものについてもご検討をしていただきたいというふうに思っています。

特に財産としてあります、土地なども活用していくということも大事な財源を得る方向でもありますので、どのように処分していくのか、与謝野町にとってプラスになるような方向が検討できるような、そうした中身についても、今後、検討がしていきたいと、一つ一つ言いますと、大変たくさんになりますけれども、いろんな工夫をしながら、それも言いましたように、実際に業務を担当しています職員の知恵だとか、むだというものをなくしていきませんか、なかなかこれは達成できないというふうに思います。

経常経費あたりを抑えていこうと思いますと、人件費もさることながら物件費、あるいは扶助費、それから交際費等のそうしたものも、数値も掲げながら見直していく必要がありますし、やはり鉛筆1本、1円でもという考え方じゃなしに、やはり1円でもやはりむだをなくしていくというそういう姿勢を庁舎上げて、町民の皆さんにも理解していただきながら、そうして、むだを

省きながらやらなければならない。そうした投資的なことについてもできるだけ投資がして後に、その借金が余りふえるということはよくないんですけれども、その借金があっても町民の皆さんの今後の将来的なことを見越したときに、費用対効果を考えた上で、やはりその方がいいであろうと思える事業については、特に進めていきたいというふうに考えております。

なんかきちとしたご答弁にはなりませんでしたが、あのもうお金といいますが、財政ありきだけではない、やはりその中で工夫しながら、知恵を出しながら、何とか町民の皆さんの夢にこたえていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） はい、今る町長のお考えを今おっしゃっていただいたんですが、町長、今年と、20年度としては精いっぱいやったというふうに理解させてもらったらいいでしょう。

今、町長おっしゃったように、いろんな庁舎の統廃合でありますとか、いろんな事務事業の整理でありますとか、いろいろとおっしゃっていただきました。やっぱりこれからも、いろんな課題があるわけですが、順次やっぱり改革の目標に沿って進めていただきたいというふうに思います。

あと、町長に3点ほどお尋ねがいたしたいというふうに思います。

まず1点は、話の中でも出ておりますように、事務事業の見直しについてですね、町長のお考えお尋ねしたいと思うんですが、合併時点においてですね、サービスは高い方に、それから負担は低い方に調整されたというふうに認識をしております、町民の皆さんはですね、以前からだと思うんですけども、行政が何でもやってくれるんだなというふうな認識も中にはあるというふうに思うんですけども、やっぱり行革が進められる中におきましてはですね、やっぱり自助、共助の観点ですね、総合計画にも自助、共助、公助、商助という言葉も入ってくるわけですが、その自助、共助の観点からですね、やっぱり個人や地域でできることは、やっぱりみずからが率先してやっていただかなければならないというものが不可欠になるというふうに思うんです。

例えば、公民館の維持管理につきましても、今は位置づけによって町がみな負担したりというふうなことで、ちょっと私は疑問があるんですが、公民館というのは、どこの公民館でもやっぱり同じ扱いが、そういった経費の面ではできたらいいんだなというふうに思いますし、それから町の街灯ですね、防犯灯と言いますか、これ合併以前は、旧加悦町の、旧野田川町でもそれぞれの地域が持っておられた、支払っておられたというふうな状況の中で、合併になったら全部町がしているということあたりですね、これらのこともかんがみましてですね、やっぱり自助、共助の観点から、一定やっぱり地域の皆さんの理解を求めてですね、一定、地域にも負担していただくようなことも必要ではないかなというふうなことで、やっぱり事務事業の見直しの推進、それから自助、共助の推進という点からですね、やはりこの辺の見直しがですね、一層必要になってくるんだろうというふうに思うんですが、町長のお考えをお尋ねがいたしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 同じことでも、やはり考え方によって、とらえ方が違ってくるかというふうに思います。公民館の件につきましても、公民館活動をする拠点としてというふうに考えれば、そうでしょうし、いろいろとその各町内ごとに考え方が、やはり違ったりしておりますので、そうし

たことにも、今後、時間がかかってくるかというふうに思います。

例えば、防犯灯にしましても、防犯という立場であれば、やはりそれは町がすべきことではないかというふうな、必要最小限するべきではないかという考え方もあるでしょうし、いや今までと同じような商店街といいますか、そういうところの、あれは何て言うんですかね、そういうアーケードまでいきませんが、そういう商業用の電灯だというようなことから考えれば、それはもう地元が持つべきだというふうな考え方になろうかと思えますけども、一定の整理は合併当時にさせていただきましたが、おっしゃるように、すべてができるだけサービスは高く、負担は少なくというのが理想ですけれども、今後においては、それとても若干見直す、なくすということではなしに、見直す必要はあるかというふうに思います。その時期がいつかということにつきましても、今後、行革のそうした計画、実施計画をやってまいりますので、そうした中での論議がしたいと思えますし、また20年度につきましても、各地域をまた回らせていただきたいと思えますので、やはり地域の事情がそれぞれ違いますので、そうした声を聞きながら、総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） やっぱり自助、共助ということが、総合計画の中にも随所に出てきますので、やっぱり自分とこでできる、地域でできることは、できるだけね、そういう方向に、町民の方が聞いたらそんなことわかって怒られるかもわかりませんが、これからはやっぱり行革を進めていく上では、やっぱり重要なことではないかなと、せめて町がみな持つという状況ではないというふうに私は思いますのでね、そういった面もやっぱり地域にも理解を求めて、一定の整理がしていただきたいなというふうに思っております。

それから、もう1点ですね、先ほど、町長も庁舎の効率化と言いますかね、そのことにも触れられていたんですが、今年度もですね、見ておりますと本庁舎ですね、これが今年度1,438万6,000円の管理費になっております。これで昨年度と比べますとですね、ちょっとふえているんですね、これは。

それから、加悦庁舎につきましても1,849万4,000円、これも若干ふえてますね。それから野田川庁舎、先ほど町長言われましたように、縮小の方向にいくわけですが、1,035万1,000円、これも前年が982万8,000円ということでふえています。全体で260万ほどふえているんですか。こういったことで、まだまだこの辺も、どういう理由があるかわかりませんが、まだまだ考えていかなんのではないかなというふうに思っておりますし、その点、お伺いしたいのと。

それから、もう1点、地域振興課が、それぞれ庁舎に置いていただいております、それぞれの役目を果たしていただいているというふうに思うんですけども、以前から、この地域振興課につきましては優秀な課長さんも、それぞれの庁舎に3人おられるわけですし、それぞれに職員の皆さんが配置をされておましてですね、それなりに役割を果たしていただいているというふうに思うんですけども、3年目を迎えるに当たりましてですね、この辺のことについて、もっと課長さんや皆さんが活躍できるような、この状況にならんのかなというふうに思うんですが、その点、町長にお伺いをいたしたいと思えます。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、自助、共助の件ですけれども、財政的な面だけではなく、今月の町報にも加悦奥の取り組みが出ておりました。やはり自分たちのところで災害が起こったとき、自分たちがどう動くかというふうな、そうしたソフトの面でも非常にそういう芽が、それぞれの地域でできかけているということが大変うれしいことだと思っております。すべてが、町ができるわけではないですし、やはり非常に災害の怖い目に遭われた旧加悦町ですから、そうした意味でお互いに助け合う、そういう動きが出かけているということについて、本当にほかの地域でもそういう動きが少しずつですけれども出てきているということで、無理をせずに、やはり自分たちから自発的にされるということが、まず何より大事なことです。そうした気持ちを大事にしていきたいと思えますし、町もその中でお手伝いできることがあれば十分地域に出かけて行って、いろんなお話をさせてもらうとか、お金のあなしかかわらず、やはり町が前へ向いて進むためのいろんな手だてというのは、お互いに共同して考えていくべきだろうというふうに思っております。

庁舎の、先ほど申しあげましたけれども、庁舎の編成といいますか、機能をどうするかということとあわせて、やはり地域振興課のあり方も、この庁舎内の検討をする、そういう中で、考えていく方向であります。

この今まで三つの違い、一緒になりましたんで、この地域振興課の果たしてくれた役割というのは非常に大きいものがあったと思えますし、とりわけ災害時に、やはり地域振興課が身近にあるということで、各区の区長や、あるいは地域の方たちは、そうした心強い思いを持っていただいていたのではないかなと思えます。しかし、やはりこだけ行き来が広がってきまして、また庁舎の問題も考えていかなければならないときに、やはり地域振興課のあり方そのものも考え、見直す必要があるというふうに思っております。

どういう形になるか、人で賄えないところは、もので補うということも一つの方法でございますので、そうしたことも含めて十分検討をして、一定の方向を早い時期に出したいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） この庁舎の件に関しましても、行政改革大綱の中にですね、総合庁舎に向けて検討をするということが掲げられておりますので、この点もあわせて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それからもう1点、最後、町長にお尋ねすることは、職員の、合併したらですね、政策形成能力が向上できるということで、やっぱり職員さんの政策能力の向上についてですね、自助、共助、公助を基本に、総合計画の推進が図られるわけでありまして、地域住民の理解と参画がやっぱり不可欠でありまして、そのためにも、やっぱり職員の皆さんが政策能力の向上を図って、住民への奉仕者としてですね、住民の目線に立って、やっぱり机上だけの考えだけでなくですね、積極的に地域に出向いて、現実を見きわめながら、一体となってやっぱり事業を推進していくことが大事じゃないかなというふうに思っております。先ほど職員さんの給料の減額のこともあったんですが、一定理解をしていただいて、協力していただけるというふうな状況にある中で、そういったことがそぐわないようにですね、一生懸命奮起して、その点を職員さんの政策能力を向上して、やっぱり総合計画にのっかって、住民の目線で事業が展開してほしいなと、町長部局

も一体となって、やってほしいなというふうに思うわけですが、この点、町長のお考えをお聞きしときたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらにつきましても、大いに職員が頑張ってくれているというふうに思っております。と言いますのは、公共交通のあり方、委員会でしたかいな、検討委員会だとか、そういう地元の足の確保をどうするかというふうなことも非常にアンケートをとったり、実際に自分たちがバスに乗って調査をしたり、そうした中から地についた中で、地元の意見を聞きながらやっていこうという、そういう姿勢の中で、新たな施策が生まれつつあるというふうに思いますし、例えば、福祉においても福祉空間の推進につきましても、どこでもプランというふうな形で、自分たちの福祉課は福祉課で、また、そうしたNPOや福祉法人等のお話の中で、この与謝野町全体の福祉の、そうした空間をどういうふうに形づくっていくかというような施策も、これは職員の提案の中から出てきたものでございます。そうした意味で、大いにそれぞれの課や、あるいは今後、地球温暖化のそうしたもの、防止のそうした計画も立ていくというふうなところで、それぞれが大きな力を発揮してくれるんじゃないかというふうに期待しております。

そうした意欲がそがれないような、先ほども申し上げましたけれども、トップとしての責任を果たしていかなければならないというふうに改めて感じているところでございます。

これから、本当に正念場に入ってくると思いますし、その中で職員との、やっぱりコミュニケーションやキャッチボールや、できるだけ自分の思い、あるいは職員の思いが聞けるような、それを通じて町民の方の思いを聞くことのできる、そうしたことを進めていきたいというふうに思っております。

きょうたまたま、岩滝幼稚園の卒園式に行きまして、そのとき今度、岩滝小学校に入ることによって、瀬堂校長先生がお話をされたんですけど、「小さい口で大きな耳で、そして、優しい頭で子供たちに接してください」と言うておっしゃったんですけど、人間のいろんなコミュニケーション図る、非常に大事な、よく聞く、やっぱりよくみんなの意見を聞く、そして、それを受け入れる、その受け入れるのには、やはりそこには優しさのある、そうした考え、考えるということが必要でしょうし、あんまり口を出してぎゃあぎゃあ言わないように、そうしたことも人間として大事なと、それは子供の学ぶ姿勢をおっしゃったんですけども、我々も同じだななんて思って聞かせていただいていたんですけども、そうした姿勢でお互いに協力しながら前へ進んでいけるように頑張りたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） 今、町長おっしゃったようにですね、やっぱり職員さんも町長部局も一緒になって、やっぱり最先端で動いていただけるのはやっぱり職員さんだというふうに思いますので、やっぱり、そしてそれぞれの地域に職員さんがいらっしゃると思いますので、一生懸命にやっぱり行革達成のためにですね、住民の皆さんの理解を得ながら進めていただきたいというふうに思っております。

今、夕張市がね、再建団体で1年過ぎるんですけども、やっぱり結果として、そんなような団体になると、やっぱり負担も、今よりさらに負担をいただくかんなん、そしてサービスはより低下するというのも、やっぱり住民の皆さんにも理解をいただきながら、そんなことになったら大

変なことになりますので、やっぱり持続可能な与謝野町として、しっかり町長が支持していただきたいというふうに思っております。

それでは次に、先ほど企画財政課長がちょっと給与の方のこの案件でおっしゃっておられたんですが、行政改革の主な項目と目標額の資料について、ちょっとお尋ねがいたしたいというふうに思います。

先ほどのる項目に沿って説明をいただいたんですが、今年度ですね、2億1,700万ですが、減額になるとるんですが、予算的には、今のこの目標からいきますとですね、2億7,500万円の20年度は額という、数字になっておるんですが、若干予算の、予算的なマイナスと、この額とは一致しないというふうに、いうことでいいんでしょうか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 一応、現実に近い数字でございますけれども、目標額を書いておりますので、若干食い違うところがあるということでご理解いただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） それではですね、先ほど若干、細かくといたしますか、具体的なことをおっしゃっていただいたんですが、職員の削減と給与の抑制については、ここに書いてありますように、5年間で8億300万円ですか、ということではありますが、公共施設の統合と民間委託ということで、公共施設の統廃合ということで20年、21年度は500万円ずつぐらいのあれなんです、22年度にですね、一気に1億2,700万円の減になるというふうなことでありますが、これやっぱり学校の統廃合とか、そういったことが具体的に進んでくるとい見込みでこういう数字になっているのかどうか、まずお尋ねします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

いわゆる保育所とか、小学校の見直しにかかわります減額につきましては、今後、協議をされるということでございますし、最初から我々のところで何校にということで見積もらんと、減額が出てまいりません。だから、この保育所だとか小学校の見直しについて、この1億2,700の中に入っているということではないということでございます。

一応、削減目標額の20年度が500万でございますけれども、これにつきましては、岩滝母の子どもセンターと、太内峠一字観公園、これが指定管理者ということで500万だということでございます。

それから、22年度からでございますけれども、これはあくまでも目標でございます、クアハウス、国保診療所、これらを指定管理者制度に持っていくことができないのだろうかという、希望的な観測を書かせていただいております。クアハウスにつきましては、現在、運営委員会の中でいろいろと協議をされております。その中でも指定管理者に移行すべき、いやあるいは、いわゆる町民の健康施設として、町の方で直接、今のように経営すべきと、そういった議論がございます。そういった議論も見ながら、またその移行できるなら移行できたらいいなということを書かせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） はい、わかりました。

いろいろとずっと削減の年度による額が示してあるわけですが、実施計画の、3年の実施計画を見ておきますと、21年度はふえたような形になっていますし、22年度はぐっとこう実施計画の額が減ってくるというふうに思うんですけども、この辺の整合性といいますか、はどのような推移をするんでしょうか、ちょっと質問が、具体的な質問になっとらんかわからんですけども、実施計画は来年度はふえてくる。それから22年度は3億何ぼ減るといふような試算になっているというふうに思うんですが、その辺の状況と行革との関連と。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 今言われておりますのは財政シミュレーションでございますか。

14番（森本敏軌） この実施計画の。

企画財政課長（吉田伸吾） 実施計画につきましては、いわゆる全体の予算を網羅したものではないと、いわゆる政策的経費だけ網羅させていただいております。ですから、それで政策的経費ということについては、ふえてくる可能性も出てくるわけですね。

例えば今年度どういうんですか、防災行政無線ですとか、あるいはCATVですとか、そういった調査費を出させていただいておりますので、それらが実行という形になってきますと、ちょうど21、22と、こういったような状況になってまいりますので、そういった政策的経費はふやしていく可能性がありますし、ただ行革目標として取り組むべき削減額はきっちり整理したいということを目指しておるといふことでございます。

議 長（糸井満雄） 時間がきましたので終わります。

皆さんお諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、あす3月25日、午前9時30分から開議しますので、ご出席をお願いいたします。

ご苦労さんでした。

なお、この後しばらく休憩とりまして、議会運営委員会が招集されておりますので、議会運営委員の皆さんは第一委員会室にご参集ください。5時30分から開催をいたしますので、よろしく申し上げます。

ご苦労さんでございました。

（延会 午後5時19分）